

鳥取県
汚水処理広域化・共同化計画
【本編】

令和5年3月策定

鳥 取 県



鳥取県マスコットキャラクター
「トリピー」

目次

I	目的	1
1	背景	1
2	計画の位置づけ	1
II	県内汚水処理事業の概要	2
1	生活排水処理人口普及率の推移	2
2	第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想	3
III	汚水処理事業の現状と課題	4
1	人	4
2	モノ	5
3	カネ	6
IV	これまでの取組	8
1	汚水処理の共同化	8
2	汚泥処理の共同化	12
3	浄化槽事務の共同化	15
4	災害時対応（災害支援協定等）	15
5	下水道広報活動	16
6	勉強会（人材育成）	16
V	これからの取組	17
1	ブロック分割	17
2	連携メニュー	18
3	具体的な取組	19
4	ロードマップ	68
VI	広域化・共同化実施による評価	78
1	評価方法	78
2	自然体将来推計	79
3	広域化による効果	81
4	チェックリスト	83
VII	進捗管理	87
1	PDCAサイクル	87
2	進捗管理	87
VIII	用語集	88

I 目的

1 背景

鳥取県では、これまで各種汚水処理事業を計画的に推進し、下水処理人口普及率は全県で73.7%（令和3年度末）、生活排水処理施設普及率は95.5%（令和3年度末）まで進んでいます。

今後、人口減少による使用料収入の減少、担当職員数の減少による執行体制の脆弱化、近年の異常気象に備えた対策、農業集落排水施設やし尿処理施設のあり方等、汚水処理事業をとりまく環境は一層厳しさを増しています。加えて既存ストックの老朽化対策事業量の増大や、水環境保全のための更なる汚水処理整備の推進など、多くの課題を解決する必要があります。

汚水処理事業の広域化・共同化は、これらの課題を解決する手段の一つであり、総務省・環境省・農林水産省・国土交通省は連名で令和4年度までに都道府県単位で「広域化・共同化計画」を策定することを要請しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、鳥取県生活排水処理施設整備構想の一部として位置づけており、市町村の作成する10年概成アクションプランに基づく施設整備と整合を図りながら、市町村や県が運営する汚水処理事業について、持続可能な事業運営を行う必要があります。

このため、汚水処理事業の広域化・共同化による効率化の可能性を全県域で検討し、「鳥取県下水道事業広域化・共同化計画」として策定するものです。

なお、本計画は今後検討する施設統廃合の組み合わせや広域連携施策の案を記載するものであり、関連市町村による今後の詳細検討において広域化実施の可否を判断していくものです。

鳥取県生活排水処理施設整備構想

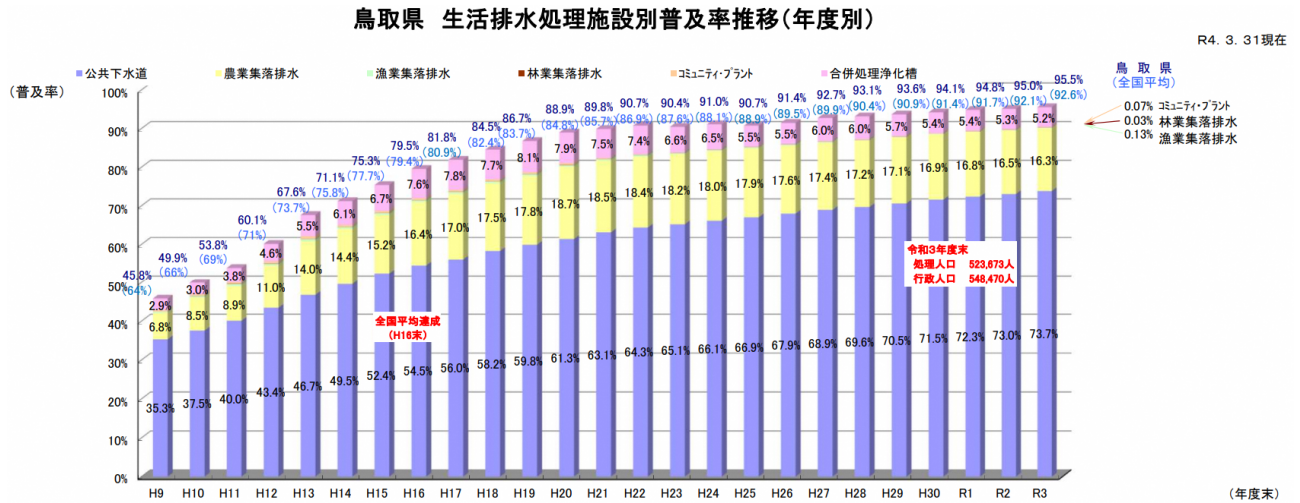
- 整備・運営管理手法を定めた整備計画
 - ・ 10年概成アクションプラン
 - ・ 長期的（20～30年）な整備・運営管理内容
- 広域化・共同化計画（市町村を跨いだ広域連携に関わる取組を記載）
 - ・ 短期的（5年程度）、中期的（10年程度）な実施計画
 - ・ 長期的な方針（20～30年）

II 県内汚水処理事業の概要

1 生活排水処理人口普及率の推移

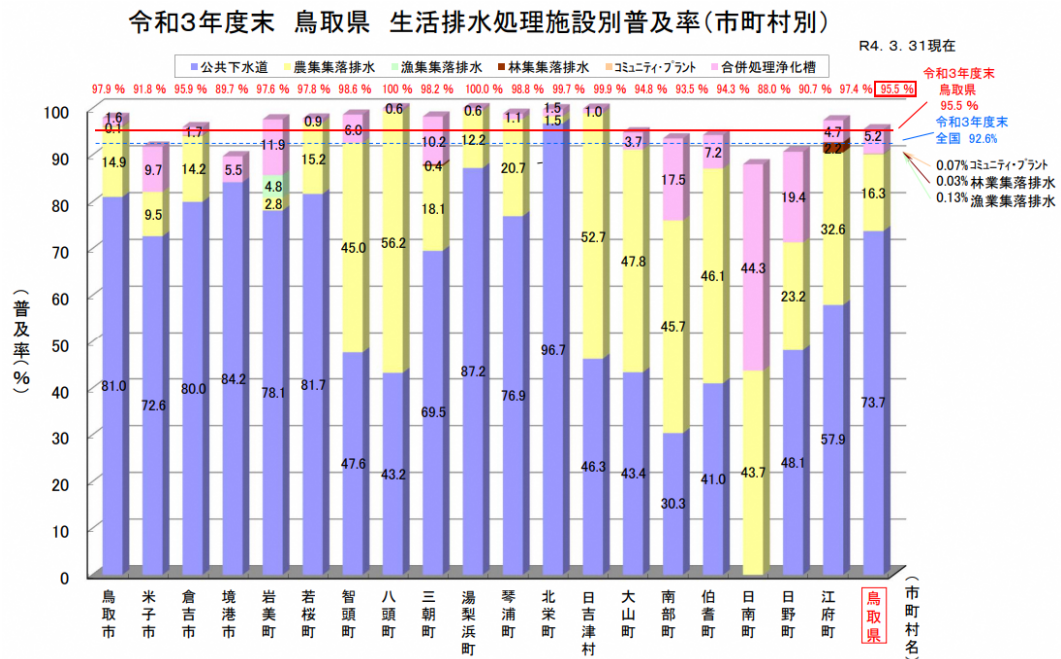
(1) 鳥取県全体

鳥取県の生活排水処理施設普及率は95.5%（令和3年度末）まで進んでおり、全国平均の92.6%を上回っています。



(2) 市町村別事業別普及率割合

市町村別の生活排水処理人口普及率は、90%未満が境港市と日南町、90%以上 95%未満が米子市、大山町、南部町、伯耆町、日野町となっており、これら2市5町を除いた12市町村が95%以上を達成しています。



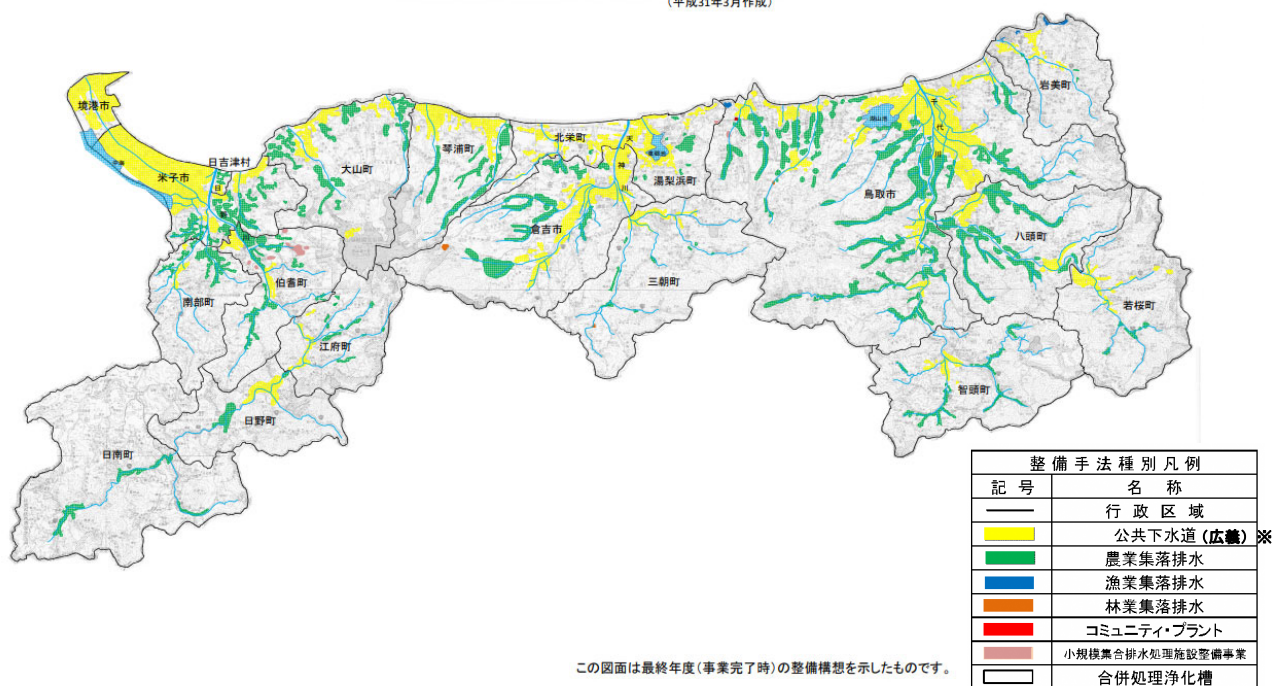
※鳥取県:全19市町村(4市14町1村) ⇒ 生活排水処理施設普及率95.5%(R3年度末)。

2 第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想

本県では、家庭からの生活排水や事業所排水による水質汚濁を解消し、海、川、湖などの水をきれいにし、よりよい環境の実現を図るため、平成23年度に策定した「第二次鳥取県生活排水処理施設整備構想」を見直しました。本構想は平成31年度から平成38年度（2026年度）までの今後8年間を見据えた、生活排水処理施設の柔軟で効率的な整備を目指す整備構想です。また、今回の整備構想には、生活排水処理人口普及率の目標値に加えて、広域化・共同化の推進、汚泥処理の共同化などの持続可能な污水处理システムの構築に関する諸施策を新たに盛り込んでいます。

鳥取県生活排水処理施設整備構想図

(平成31年3月作成)



※ 単独公共下水道、流域関連公共下水道を含む。

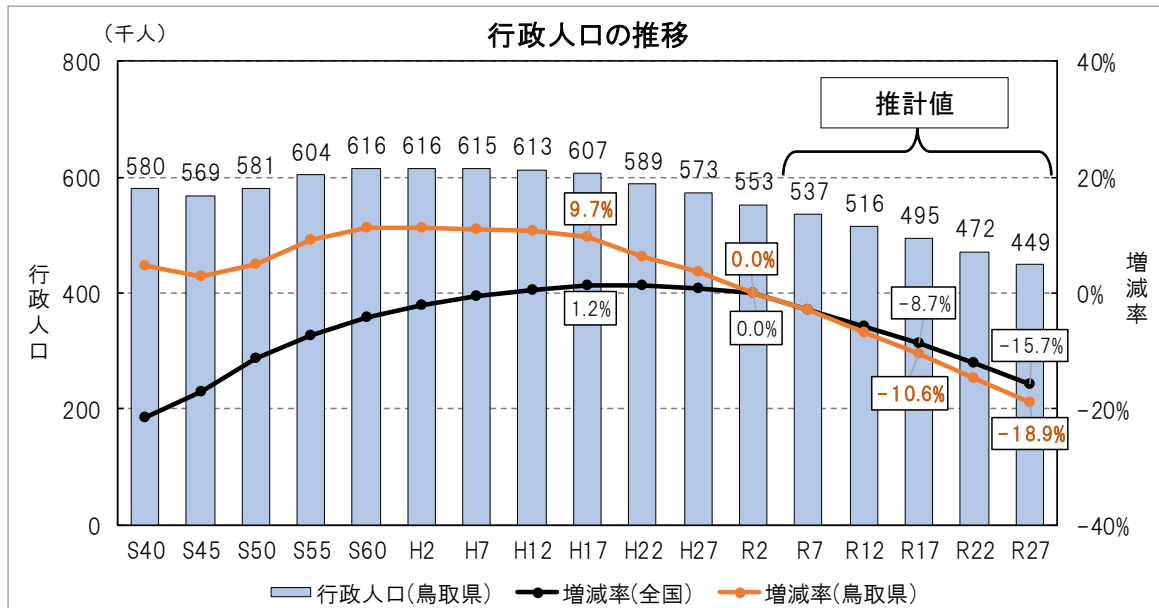
出典) 鳥取県生活排水処理施設整備構想(構想図) 平成31年3月策定

Ⅲ 汚水処理事業の現状と課題

1 人

(1) 行政人口

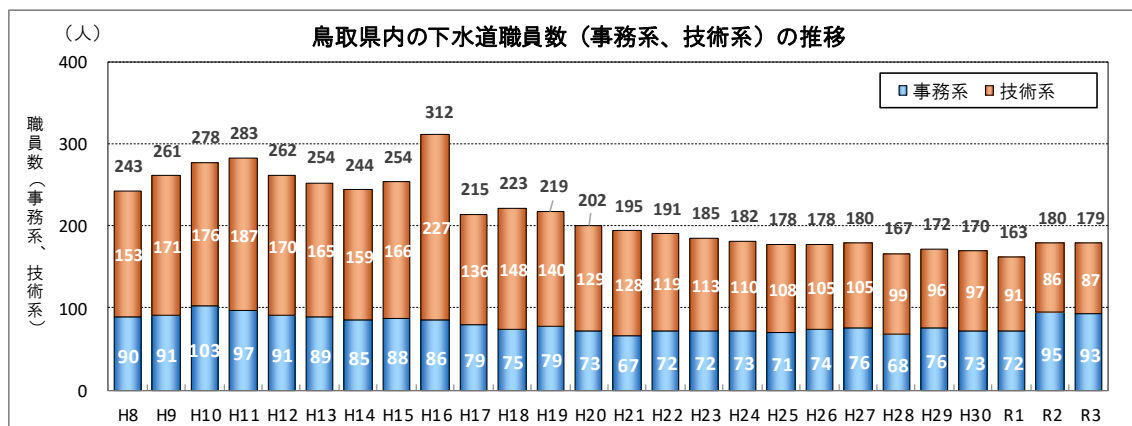
本県の人口は、平成2年（1990年）までは増加傾向でしたが、平成7年以降は減少傾向に転じています。今後も全国の減少速度よりやや早い速度で人口減少すると予測されています。人口減少による汚水処理水量の減少に伴う使用料収入の減少が懸念されます。



出典)S40~R2: 国勢調査より
 出典)R5~R27: 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より
 ※増減率: 令和2年を基準(0%)とした場合の増減割合

(2) 職員数

各市町村及び県流域の下水道職員数は、平成11年頃から減少傾向にあります。今後は、ベテラン職員の退職に伴い技術力の低下が課題になると考えられます。

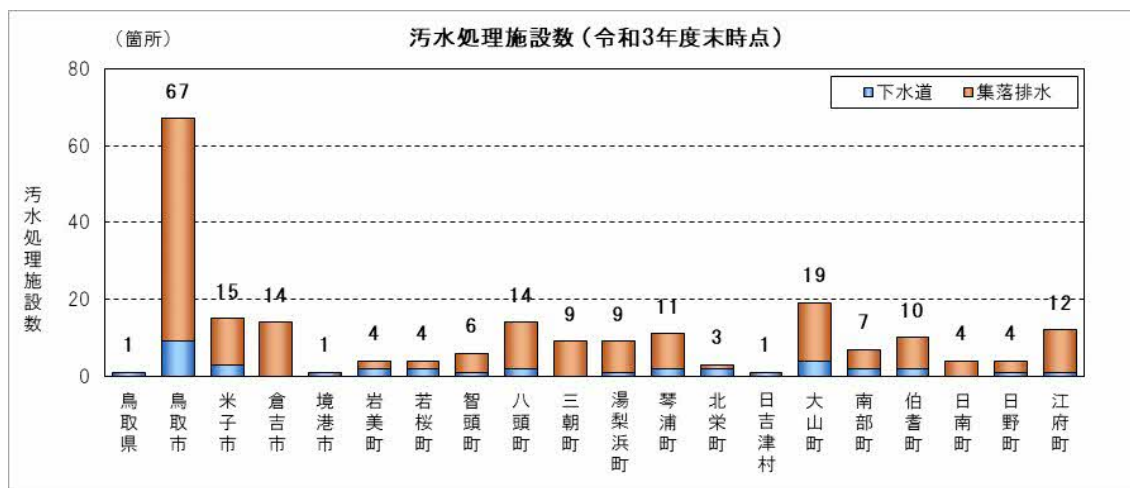


出典)平成28~令和元年度: 下水道統計、令和2、3年度: 市町村ヒアリング

2 モノ

(1) 処理場数

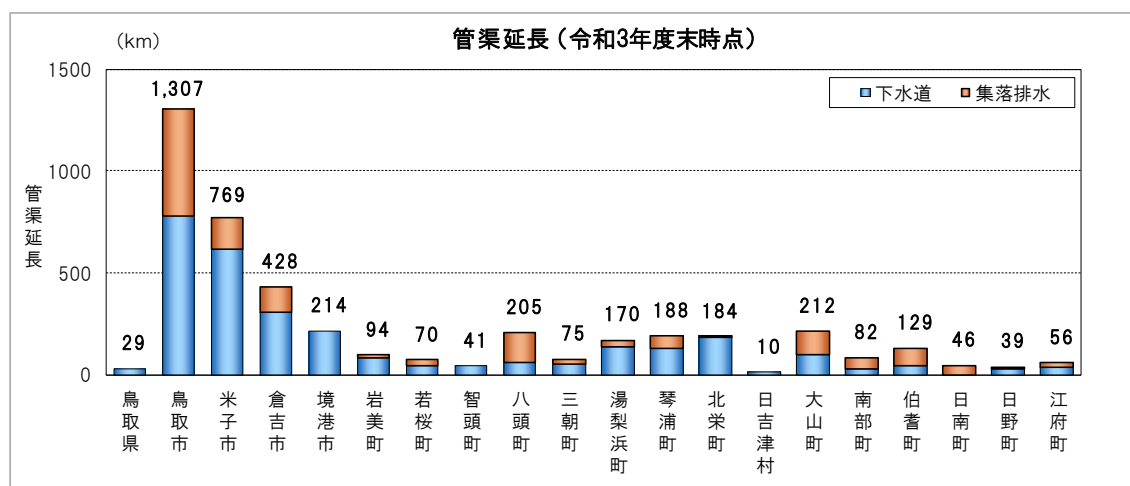
令和3年度現在、県内では下水道^{※1}が37箇所、集落排水^{※2}が178箇所（合計215箇所）と非常に多くの汚水処理施設を有しており、今後の改築更新に莫大な費用が発生することが懸念されます。



出典) 市町村ヒアリング

(2) 管渠延長

令和3年度末現在、県内では下水道^{※1}で2,916km、集落排水^{※2}で1,431km（合計4,347km）の管渠が整備済です。



数字：下水道と集落排水の合計の管渠延長

出典) 市町村ヒアリング

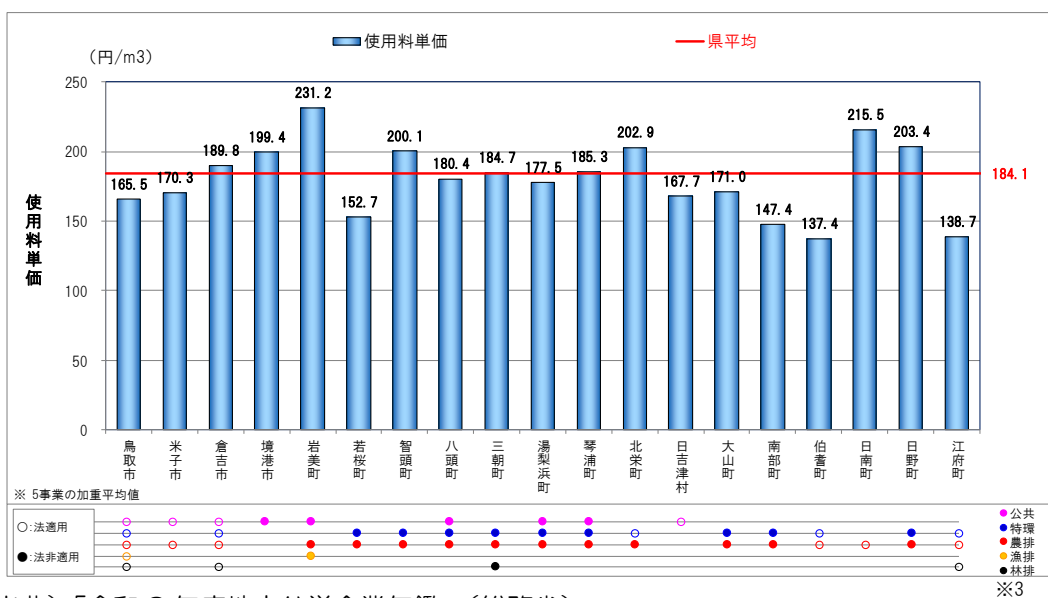
※1 下水道：流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道を指す

※2 集落排水：農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水を指す

3 カネ

(1) 使用料単価

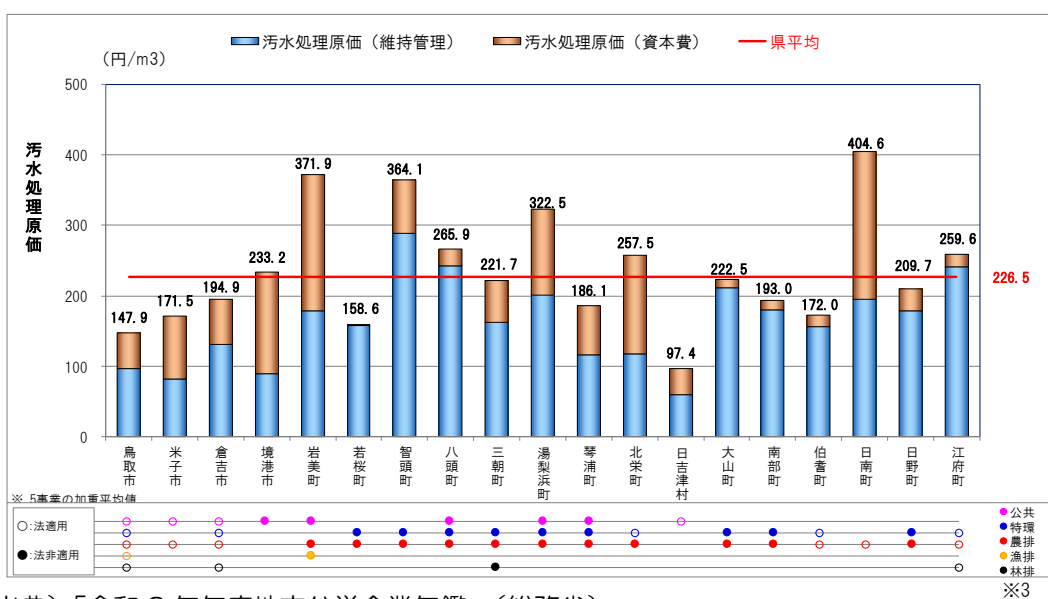
市町村別の使用料単価（＝使用料（円）／有収水量（ m^3 ））は、県平均値で184.1円/ m^3 となっており、最も高い岩美町（231.2円/ m^3 ）と最も低い伯耆町（137.4円/ m^3 ）では、93.8円/ m^3 の差があります。



出典)「令和2年度地方公営企業年鑑」(総務省)

(2) 汚水処理原価

汚水処理原価（＝汚水処理費（資本費＋維持管理費）（円）／有収水量（ m^3 ））は、汚水処理の効率性を示し、値が小さいほど効率性が高いことを示します。鳥取市や米子市など人口規模が大きい都市ほど効率が良い傾向にあります。

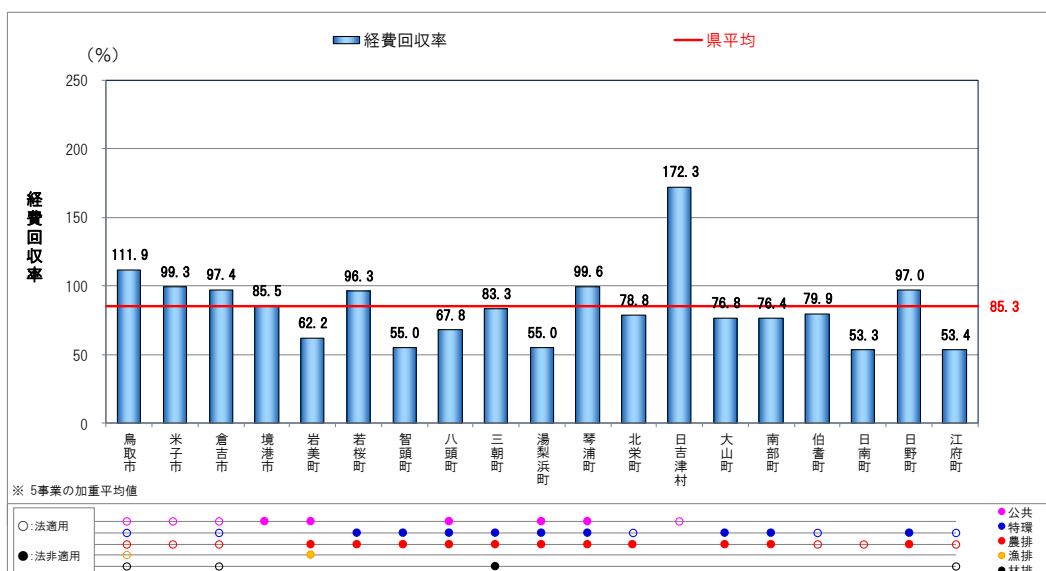


出典)「令和2年年度地方公営企業年鑑」(総務省)

(3) 経費回収率

経費回収率（＝使用料収入（円）／汚水処理費（円））は、汚水処理に係る費用を使用料でどこまで回収できているかを示します。数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が一般財源より賄われていることを意味し、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であることを示します。

県内の鳥取市、日吉津村以外の市町村では経費回収率が100%未満であり、経営の改善が求められています。



出典)「令和2年年度地方公営企業年鑑」(総務省)

※3

※3

- 公共：公共下水道※
- 特環：特定環境保全公共下水道※
- 農排：農業集落排水
- 漁排：漁業集落排水
- 林排：林業集落排水

※ 単独公共下水道、流域関連公共下水道を含む。

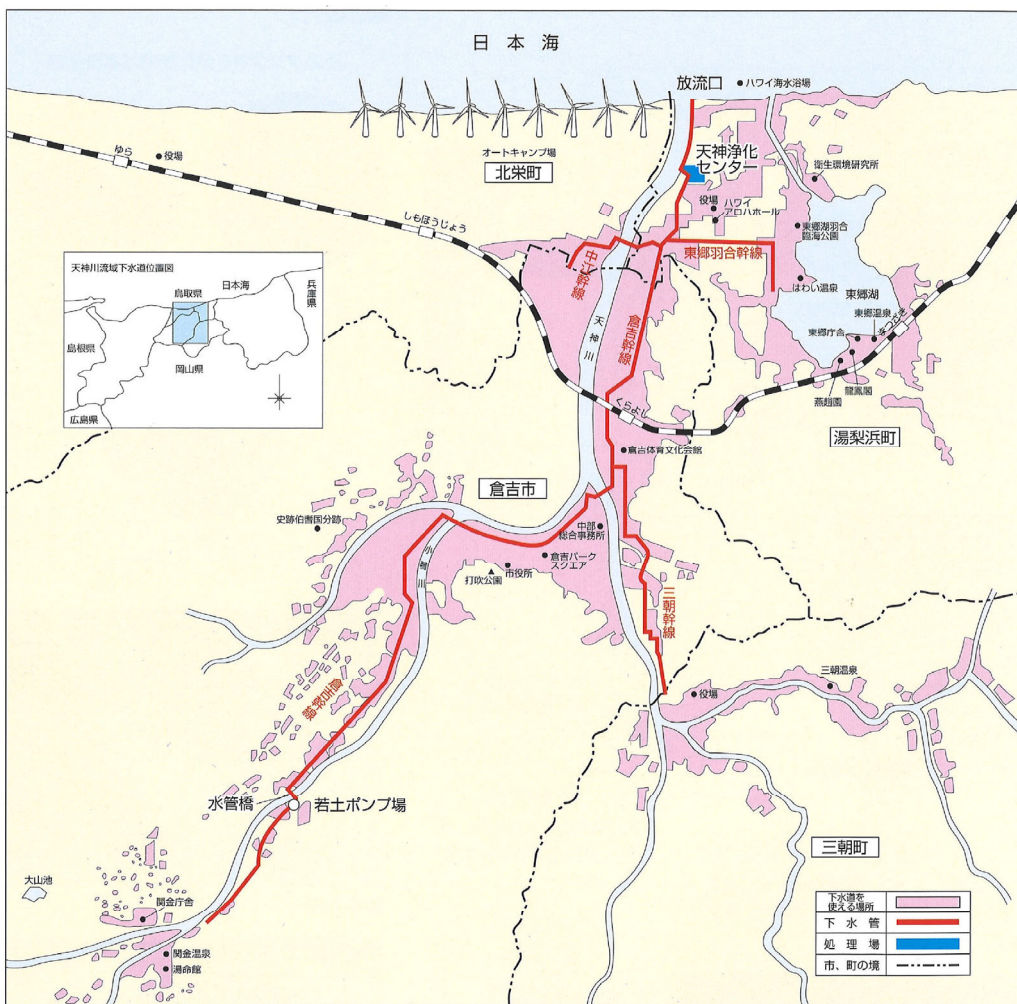
IV これまでの取組

1 汚水処理の共同化

(1) 天神川流域下水道

天神川流域下水道は、天神川及び東郷池の流域を処理区域とした流域下水道で、昭和46年から事業に着手し、昭和59年1月から供用開始しました。倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の1市3町の汚水を処理しています。

計画処理区域面積 (ha)	処理可能人口 (人)	現有施設能力 (m ³ /日)	施設概要			関連市町
			幹線延長(m)	ポンプ場	処理場	
2,366.6	56,674	32,000	28,577	1カ所	1カ所	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町



●関連市町

市町名	計画処理区域面積 (ha)	処理可能人口 (人)
倉吉市	1,438.1	36,771
湯梨浜町	637.2	13,054
三朝町	228.3	4,547
北栄町	63.0	2,302
計	2,366.6	56,674

●幹線管渠

管線名	延長 (m)	管渠内径 (mm)
倉吉幹線	18,918	φ2,000~ 250
東郷羽合幹線	2,711	φ1,100~ 900
三朝幹線	4,953	φ1,350~ 900
中江幹線	1,995	φ1,350~1,000
計	28,577	

(H28年度末) *計画は天神川流域下水道事業変更計画書(H26.3.12)による。

出典) 天神川流域下水道パンフレット (公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社)

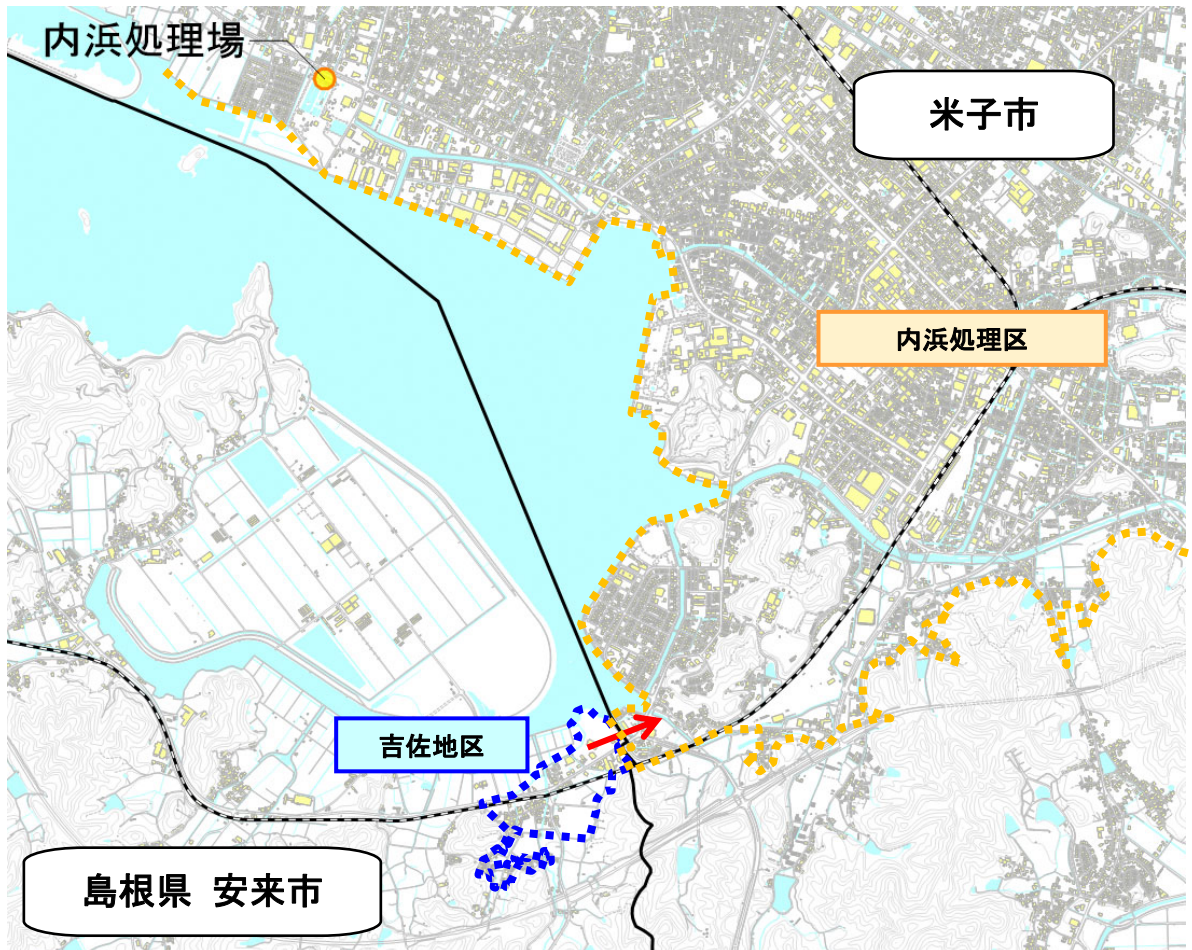
(2) 米子市旭が丘団地と境港市

米子市大篠津町の旭が丘団地は、昭和 52 年に旭が丘汚水処理場を設けて汚水処理を行っていましたが、処理場施設の老朽化に伴い改善策を検討しました。その結果、処理場の施設の更新を行うよりも、接続管渠を整備して境港市に汚水処理を委託し、同処理場を廃止する方が経済的かつ効率的であるとの結論にいたりました。このため、平成 20 年に米子市と境港市との間で協議を行い平成 23 年 4 月 1 日以降、旭が丘団地からの発生する汚水を処理する事務の管理及び執行を境港市に委託しています。



(3) 島根県安来市吉佐地区と米子市

島根県安来市の吉佐地区の汚水処理を隣接する米子市公共下水道への接続することについて、米子市は安来市から協議依頼を受け、処理能力、処理場に至る管渠の余力、汚水処理の負担等について協議を重ねた結果、米子市内浜処理場で処理をすることで合意し、平成23年から汚水処理を開始しています。



(4) 同一市町村内の統廃合

県内では、令和3年度末までに公共下水道で1箇所、農業集落排水で22箇所、漁業集落排水で2箇所、小規模集合排水処理施設で1箇所の合計26箇所の汚水処理施設を廃止し、同一市町村内の汚水処理施設へ統合しています。

市町村	廃止処理施設	統合先処理施設	廃止年度	費用削減効果※ (R34までの累計) 百万円
鳥取市	末恒 (公共)	千代水クリーンセンター (公共)	平成29年5月	-
	横枕地区 (農集)	大和神戸地区 (倭文西地区を改築) (農集)	平成22年3月	-
	赤子田地区 (農集)		平成22年3月	-
	津無地区 (農集)	大村地区 (農集)	平成25年1月	-
	葛谷地区 (農集)		平成20年9月	-
	刈地地区 (農集)		平成25年1月	-
	古市地区 (農集)		平成25年1月	-
	河本地区 (農集)		平成24年3月	-
	余戸地区 (農集)		平成24年9月	-
	津野地区 (農集)		平成25年1月	-
	加茂地区 (農集)		平成24年3月	-
	加瀬木地区 (農集)		平成23年3月	-
	森坪地区 (農集)		平成21年4月	-
	ほき元地区 (農集)	平成21年3月	-	
	国英地区 (農集)	蔵田馬場地区 (農集)	平成28年6月	-
	本高地区 (農集)	東郷地区 (農集)	令和4年3月	53.3
	南東郷地区 (農集)		令和4年3月	
	船磯 (漁集)	浜村 (特環)	平成27年4月	-
	酒津 (漁集)		平成28年4月	-
	19箇所			
八頭町	野町地区 (農集)	私都第2地区 (農集)	平成25年3月	-
	破岩地区 (農集)	国中地区 (農集)	平成26年3月	-
	新庄地区 (農集)		平成26年3月	-
	日下部地区 (農集)	安部中央地区 (農集)	令和3年3月	43.1
	4箇所			
大山町	上野福尾地区 (農集)	国信末吉地区 (農集)	令和2年4月	50.0
	1箇所			
伯耆町	半川地区 (小規模)	須村地区 (農集)	令和4年3月	-
	1箇所			
江府町	川筋地区 (農集)	江尾公共下水道 (特環)	令和2年3月	124.5
	1箇所			
合計	26箇所			

※ 本計画策定期間中に実施された統廃合については、費用削減効果を「これからの取組」として財政シミュレーション（VI広域化・共同化実施による評価）へ反映します。

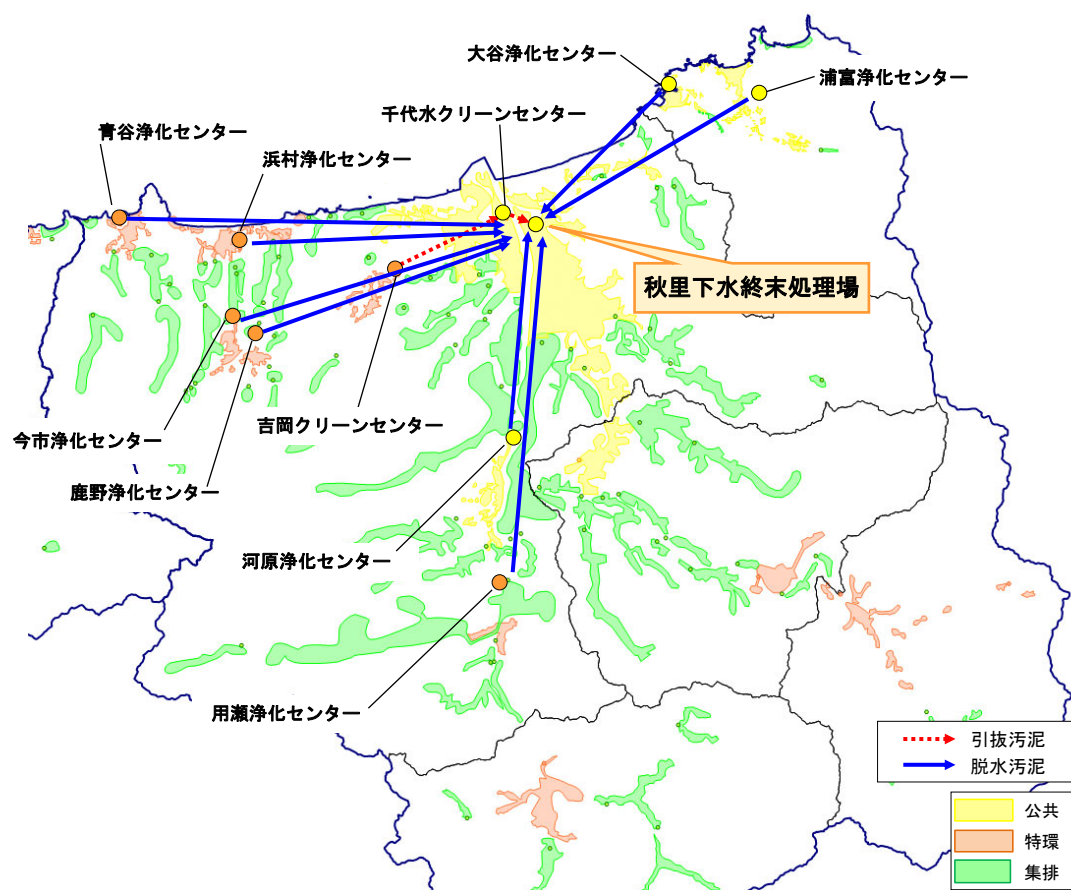
2 汚泥処理の共同化

(1) 秋里終末処理場における汚泥の集約処理

鳥取市の千代水クリーンセンターでは、最初沈殿池と最終沈殿池からの引き抜き汚泥に加え、特定環境保全公共下水道（吉岡）の引き抜き汚泥を秋里下水終末処理場へ管渠により送泥し、汚泥の集約処理を行っています。

また、秋里下水終末処理場では、岩美町と共同で脱水汚泥の焼却施設を整備しており、鳥取市の公共下水道1処理区（河原）及び特定環境保全公共下水道5処理区（青谷、浜村、今市、鹿野、用瀬）、岩美町の公共下水道2処理区（大谷、浦富）の脱水汚泥を集約し焼却処理を行っています。

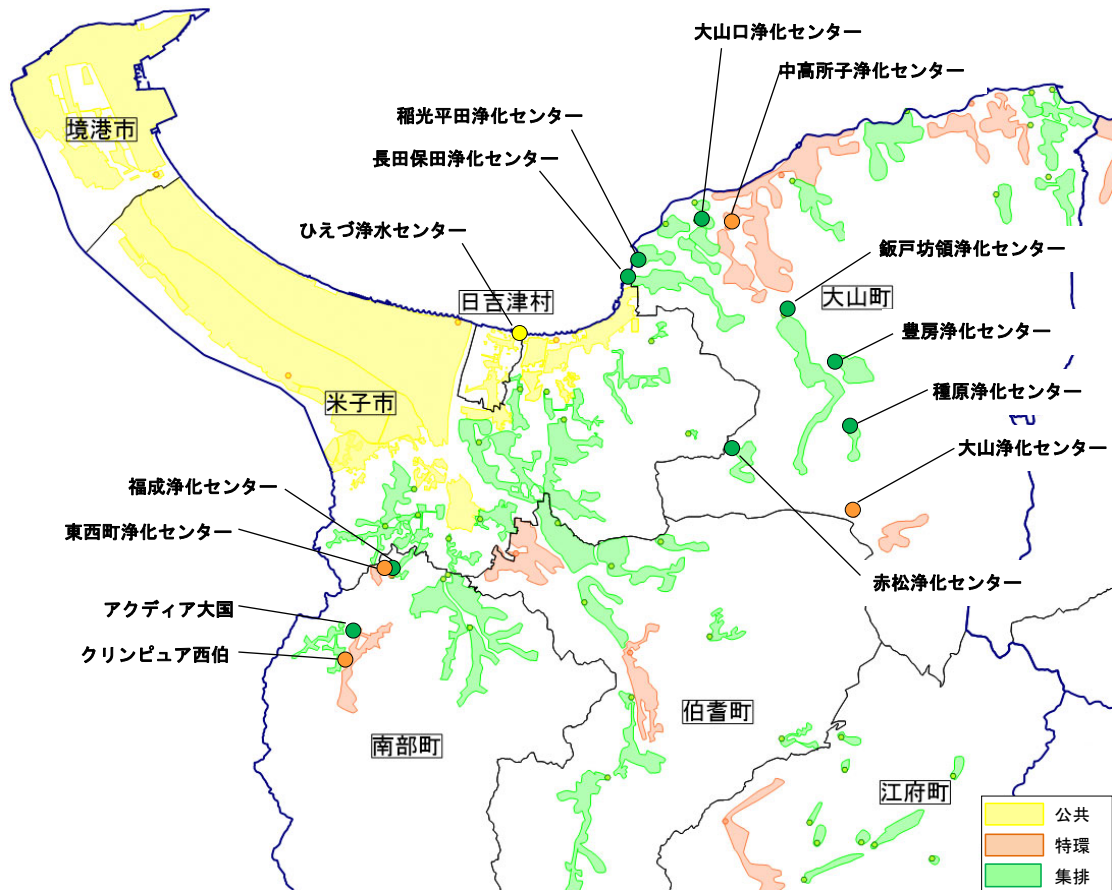
焼却後の焼却灰は、建設資材としてリサイクルを行っています。



(2) 移動式汚泥脱水車の広域利用

大山町、南部町、日吉津村の2町1村では、平成4年3月から汚泥脱水処理費の軽減と処理コストの低廉化を図るため、大山町の特定環境保全公共下水道2処理区（大山、中高所子）及び農業集落排水7地区（大山口、稲光平田、長田保田、種原、豊房、飯戸坊領、赤松）、南部町の特設環境保全公共下水道2処理区（東西町、クリンピュア西伯）及び農業集落排水2地区（福成、アクディア大国）、日吉津村の公共下水道1処理区（ひえづ）の計14箇所の下水汚泥を処理するための移動式汚泥脱水車を共同で購入し、運営しています。

発生した脱水汚泥は、令和元年度までは、南部町内のコンポスト施設へ運搬していましたが、令和2年度からは、民間委託によりバイオマス燃料等としてリサイクルを行っています。

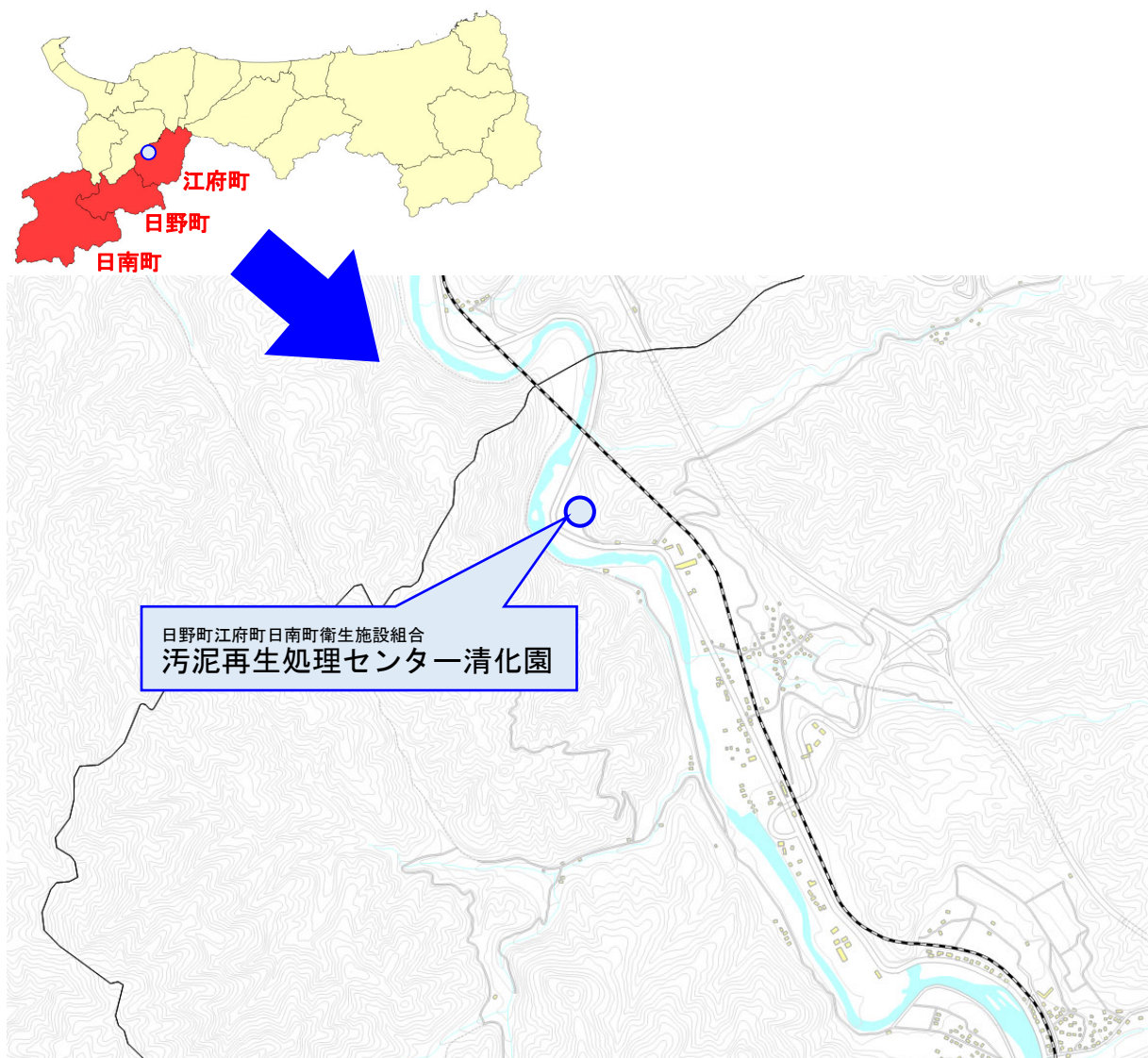


(3) 日野郡3町の汚泥再生処理センターの共同設置

日野町、江府町、日南町の3町で衛生施設組合を設立し、し尿処理施設（清化園）やごみ処理施設（クリーンセンターくぬぎの森）の管理・運営を行っています。

清化園は、旧施設の老朽化に伴い建て替えを行い、平成29年12月に汚泥再生処理センター清化園として業務を開始しました。処理能力は、15KL/日（し尿3.0KL/日、浄化槽汚泥3.4KL/日、集落排水施設汚泥4.7KL/日、公共下水道汚泥3.9KL/日）であり、3町の人口約1万1千人の浄化槽等から出る汚泥を高度処理しています。

また、資源化への取り組みとして、脱水汚泥の助燃剤化や処理工程より回収したリンを肥料として再利用しています。



3 浄化槽事務の共同化

浄化槽については、浄化槽法の改正（令和2年4月1日施行）を機に県内の有識者、民間団体、指定検査機関、行政で構成する鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（以下「協議会」という。）を令和3年6月3日に設立し、浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して必要な協議を行うこととしています。（行政については、県と中核市、県が権限移譲をしている全市町、公共浄化槽を推進する南部町で構成しています。）

協議会の協議内容のうち、浄化槽の台帳については別に部会を設け議論することとしています。

部会では、正確な台帳の運用のためにいくつかの課題を挙げ、その課題に対応する方策の一つとして、浄化槽台帳のシステム化を行うことについて議論していき、県と権限移譲した市町が共同のシステムを活用することについて合意を得ることができました。

県と市町が共同のシステム使用するために、統一の登録項目、検査機関等との浄化槽コードの統一化、保守点検事業者の実績報告の様式の統一化等のさまざまな議論や調整を行い、令和5年4月1日の本格稼働を目標として検討を進めています。

4 災害時対応（災害支援協定等）

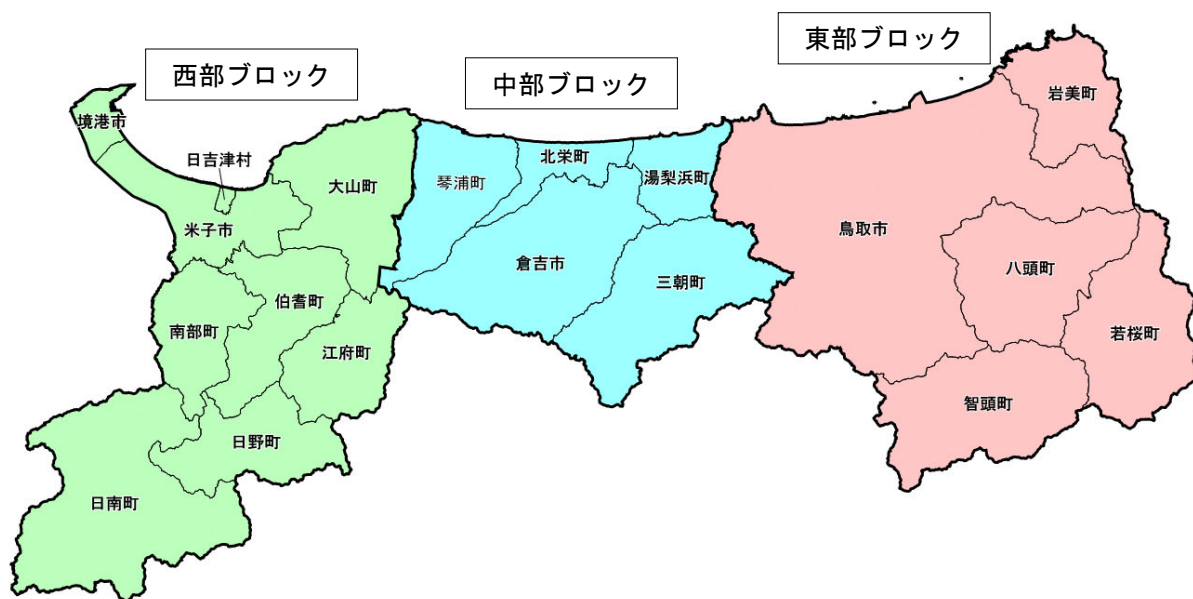
本県では、大規模地震等の災害により、被災自治体で対応が取れない下水道施設の被災に備え、「中国・四国地方9県で災害等発生時の広域支援に関する協定」を締結しており、災害発生当初から、迅速かつ的確に応援措置等が実施できるよう、相互支援体制を構築しています。

また、中国・四国地方の9県に加え、国土交通省、関係市、関係団体が参画した「下水道災害時の中国・四国ブロック情報連絡訓練」を毎年実施し、連絡体制の確認・強化を行っています。

V これからの取組

1 ブロック分割

広域連携を検討する際には、地理的要因や流域等の観点から県内の市町村をブロック分割し、ブロック単位で議論をすることが有効とされています。本県では、流域単位を基本とし、3ブロックに分割しました。



2 連携メニュー

今後、汚水処理事業の経営環境が悪化することを見据え、市町村と県で広域的な観点から、更なる施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組むことにより、持続可能なサービスの提供を目指します。

連携メニューとしては、下表に示す8つのメニューを中心に議論を行いました。

区分	主要な課題	連携メニュー	
人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少 ・ 技術職員の不足 	ハード系	処理場の統廃合
			汚泥処理の共同化
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道未普及 ・ 施設の老朽化 	ソフト系	委託業務の共同発注
			維持管理業務の共同化
台帳システム整備・保守の共同化			
庁内事務の共同化			
人材育成			
災害時対応			
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低い経費回収率 ・ 使用料収入の減少 		

3 具体的な取組

以下は、検討会、全体会議の議論を基に、実現可能性のある取組をまとめたものであり、実施に当たっては引き続き詳細な検討を行い、市町村の実情を踏まえたうえで取組を進めます。

なお、詳細検討においては、メリットだけでなくデメリットについても十分な検証を行いながら進めます。

(1) ハード系

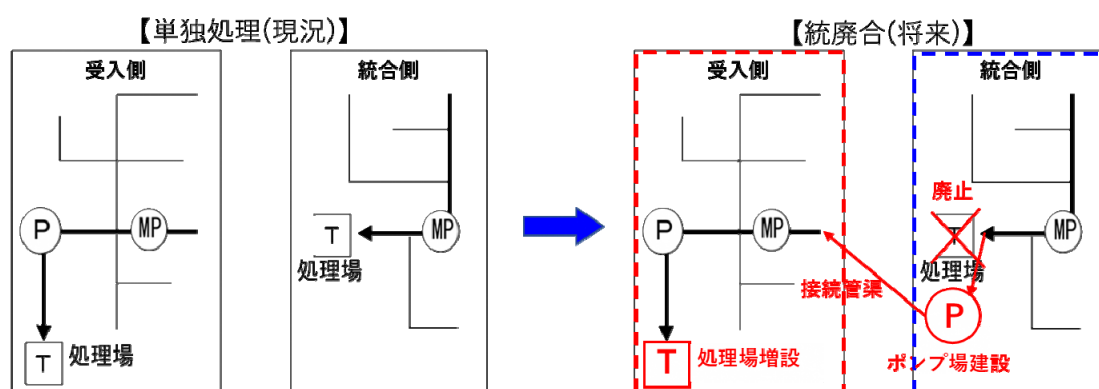
ア 処理場の統廃合

① 検討概要

早期に更新期を迎える処理場や、比較的新しい施設であっても利用率の低下が見込まれる処理場について、経済性や地域の実情を踏まえ、市町村の枠（行政区）を超えた汚水処理施設の統合のほか、市町村内における統合を検討します。

なお、市町村をまたぐ統廃合の効果算定は、本計画内で検討を行いましたが、市町村内の統廃合の効果算定は、各自治体が個別に検討した効果算定額を採用しています。

<処理場の統廃合イメージ>



T : 処理場
P : ポンプ場
MP : マンホールポンプ

<検討手順>

令和元年度以降、施設の状況、地形的な要因、今後の人口推計、災害時のリスク分散などを考慮しながら、県・市町村で全ての汚水処理施設を対象として意見交換を重ね、統廃合の可能性を検討しました。

(補 足) 22 頁以降の位置図

矢印は、統廃合の向きを表したものであり、実際の接続ルートとは異なります。

② 取組内容

【東部ブロック】

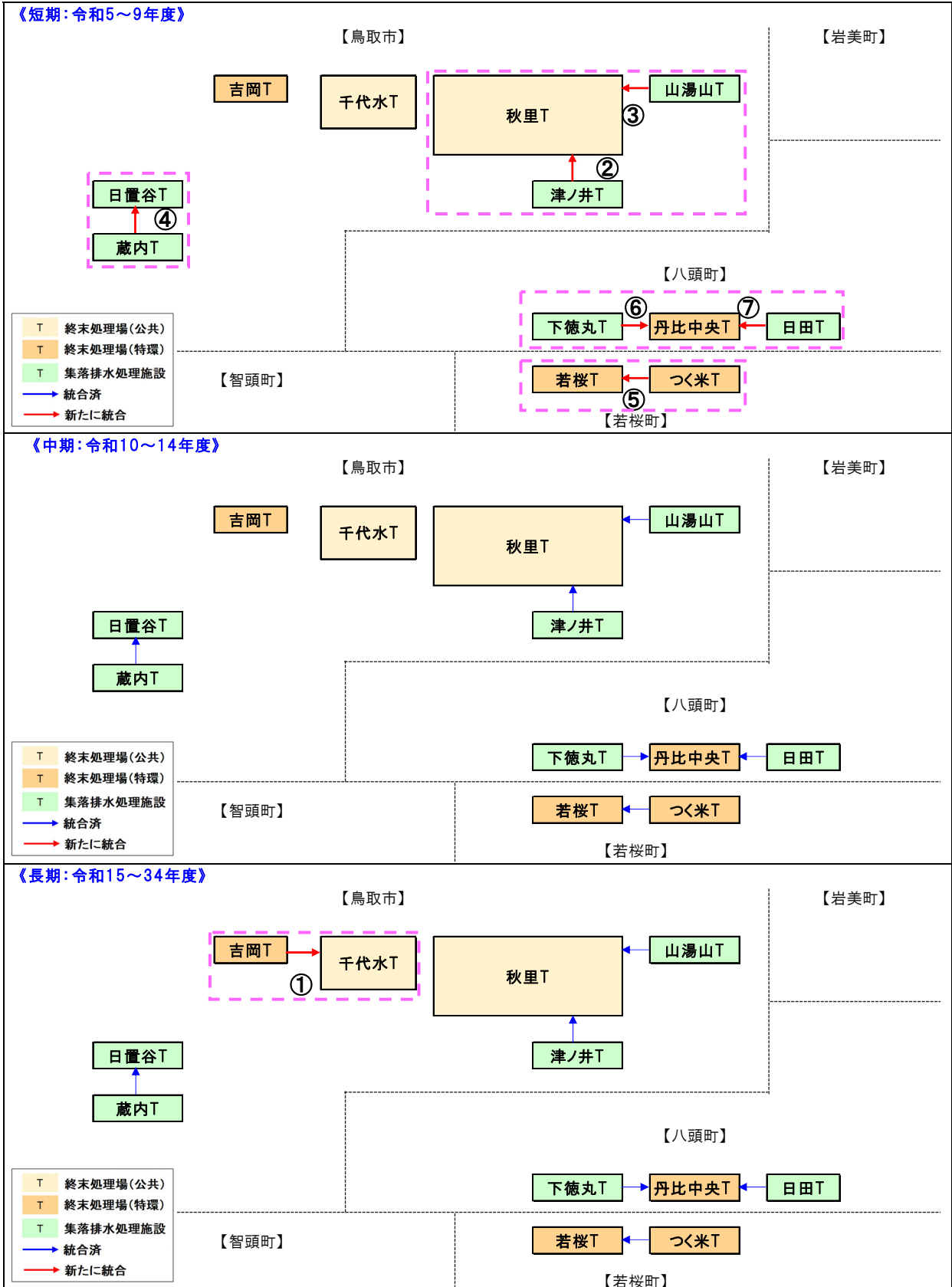
東部ブロックの市町村内の統廃合では、3市町で7処理場の廃止検討を行います。（市町村内の統廃合については、このほかにも各市町村で随時検討を進めます。）

（補 足）市町村をまたぐ統廃合

令和元年度以降、施設の状況、地形的な要因、今後の人口推計、災害時のリスク分散などを考慮しながら、県・市町村で全ての汚水処理施設を対象として意見交換を重ね、統廃合の可能性を検討しましたが、東部ブロックにおいては費用削減につながる有効なケースがありませんでした。

そのため、今後は、各市町村で検討を進めている市町村内の統廃合を継続して推進していくことが最も有効かつ効率的であると考えています。

ブ ロ ッ ク	取 組 内 容	ケ ー ス 番 号	廃止側				受入側		
			自治体	事業	施設名		自治体	事業	施設名
東 部	市 町 村 内 の 統 廃 合	①	鳥取市	特環	吉岡	→	鳥取市	公共	千代水
		②	鳥取市	農集	津ノ井	→	鳥取市	公共	秋里
		③	鳥取市	農集	山湯山	→	鳥取市	公共	秋里
		④	鳥取市	農集	蔵内	→	鳥取市	農集	日置谷
		⑤	若桜町	特環	つく米	→	若桜町	特環	若桜
		⑥	八頭町	農集	下徳丸	→	八頭町	特環	丹比中央
		⑦	八頭町	農集	日田	→	八頭町	特環	丹比中央

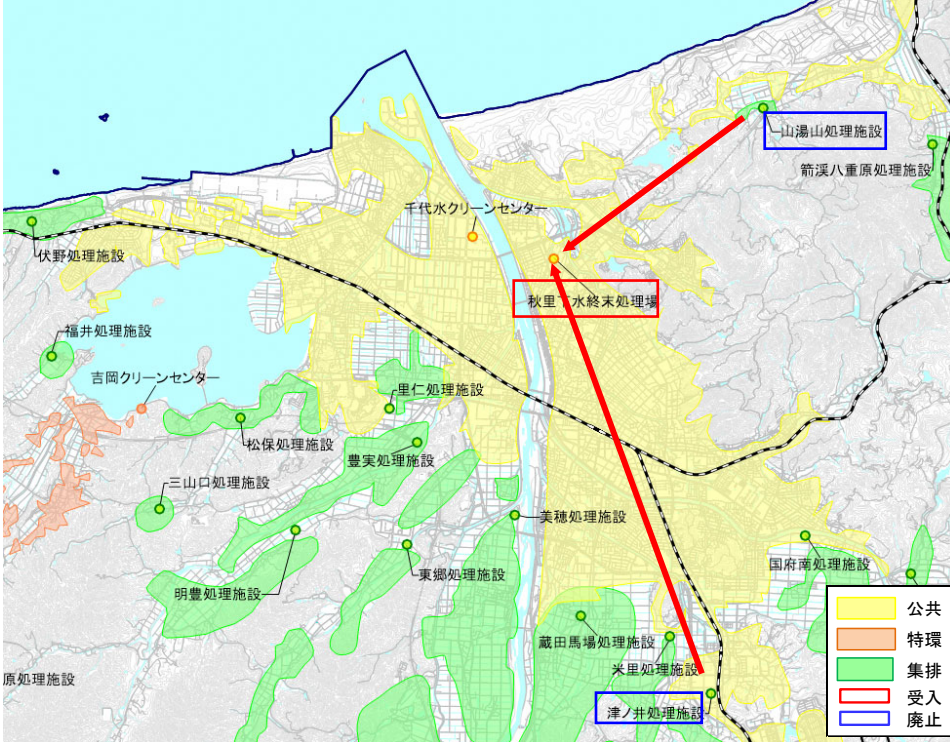


※ 統廃合に関連する処理場のみを記載
 ※ 番号：ケース番号

《市町村内の統廃合》

<p>ケース1</p>	<p>事業概要：吉岡クリーンセンター ⇒ 千代水クリーンセンター 特定環境保全公共下水道の終末処理場を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者：鳥取市 事業：特定環境保全公共下水道 施設名：吉岡クリーンセンター 供用開始年度：平成8年4月 既設処理能力：1,800m³/日 流入水量：631m³/日（日平均）</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者：鳥取市 事業：公共下水道 施設名：千代水クリーンセンター 供用開始年度：平成9年4月 既設処理能力：13,200m³/日 流入水量：8,808m³/日（日平均）</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>---（フレックスプランによる中間的処理場のため、効果算定なし）</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期（～5年） R5～R9</p>	<p>中期（～10年） R10～R14</p>	<p>長期（～30年） R15～R34</p>
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計,工事 ・ 事業実施</p>	

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 2、3</p>	<p>事業概要：津ノ井処理施設他1箇所 ⇒ 秋里下水終末処理場 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>										
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 鳥取市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 津ノ井処理施設 供用開始年度 : 平成2年4月 既設処理能力 : 221m³/日 流入水量 : 126m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 鳥取市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 山湯山処理施設 供用開始年度 : 平成9年7月 既設処理能力 : 76m³/日 流入水量 : 34m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 鳥取市 事業 : 公共下水道 施設名 : 秋里下水終末処理場 供用開始年度 : 昭和43年11月 既設処理能力 : 72,400m³/日 流入水量 : 44,183m³/日 (日平均)</p>									
<p>費用削減効果</p>	<p>340.4百万円 (R34 までの累計)</p>										
<p>位置図</p>											
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 短期 (~5年) R5~R9 </td> <td style="width: 33%;"> 中期 (~10年) R10~R14 </td> <td style="width: 33%;"> 長期 (~30年) R15~R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ●—————→ </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 事業実施 </td> </tr> </table> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事</p>		短期 (~5年) R5~R9	中期 (~10年) R10~R14	長期 (~30年) R15~R34	●—————→			事業実施		
短期 (~5年) R5~R9	中期 (~10年) R10~R14	長期 (~30年) R15~R34									
●—————→											
事業実施											

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 4</p>	<p>事業概要：蔵内処理施設 ⇒ 日置谷処理施設 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の農業集落排水処理施設へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 鳥取市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 蔵内処理施設 供用開始年度 : 平成 6 年 6 月 既設処理能力 : 62m³/日 流入水量 : 36m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 鳥取市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 日置谷処理施設 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 275m³/日 流入水量 : 161m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>71.5 百万円 (R34 までの累計)</p>								
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1547 722 1626">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="730 1547 1034 1626">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1042 1547 1345 1626">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1637 1345 1805"> <p>● 事業実施</p> <p>→ 事業計画の変更 → 設計, 工事</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>● 事業実施</p> <p>→ 事業計画の変更 → 設計, 工事</p>		
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>● 事業実施</p> <p>→ 事業計画の変更 → 設計, 工事</p>									

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 5</p>	<p>事業概要：つく米浄化センター ⇒ 若桜浄化センター 特定環境保全公共下水道の終末処理場を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>											
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 若桜町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : つく米浄化センター 供用開始年度 : 平成 17 年 5 月 既設処理能力 : 410m³/日 流入水量 : 44m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 若桜町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 若桜浄化センター 供用開始年度 : 平成 10 年 4 月 既設処理能力 : 1,800m³/日 流入水量 : 770m³/日 (日平均)</p>										
<p>費用削減効果</p>	<p>155.4 百万円 (R34 までの累計)</p>											
<p>位置図</p>												
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・事業計画の変更 ・設計,工事 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ●————→ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・事業計画の変更 ・設計,工事			●————→ 事業実施		
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34										
・事業計画の変更 ・設計,工事												
●————→ 事業実施												

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 6、7</p>	<p>事業概要：下徳丸処理場他1箇所 ⇒ 丹比中央浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>							
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 八頭町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 下徳丸処理場 供用開始年度 : 平成 10 年 6 月 既設処理能力 : 138m³/日 流入水量 : 65m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 八頭町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 日田処理場 供用開始年度 : 平成 13 年 7 月 既設処理能力 : 119m³/日 流入水量 : 78m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 八頭町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 丹比中央浄化センター 供用開始年度 : 平成 10 年 4 月 既設処理能力 : 1,000m³/日 流入水量 : 417m³/日 (日平均)</p>						
<p>費用削減効果</p>	<p>64.3 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>								
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>		短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34			
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34						

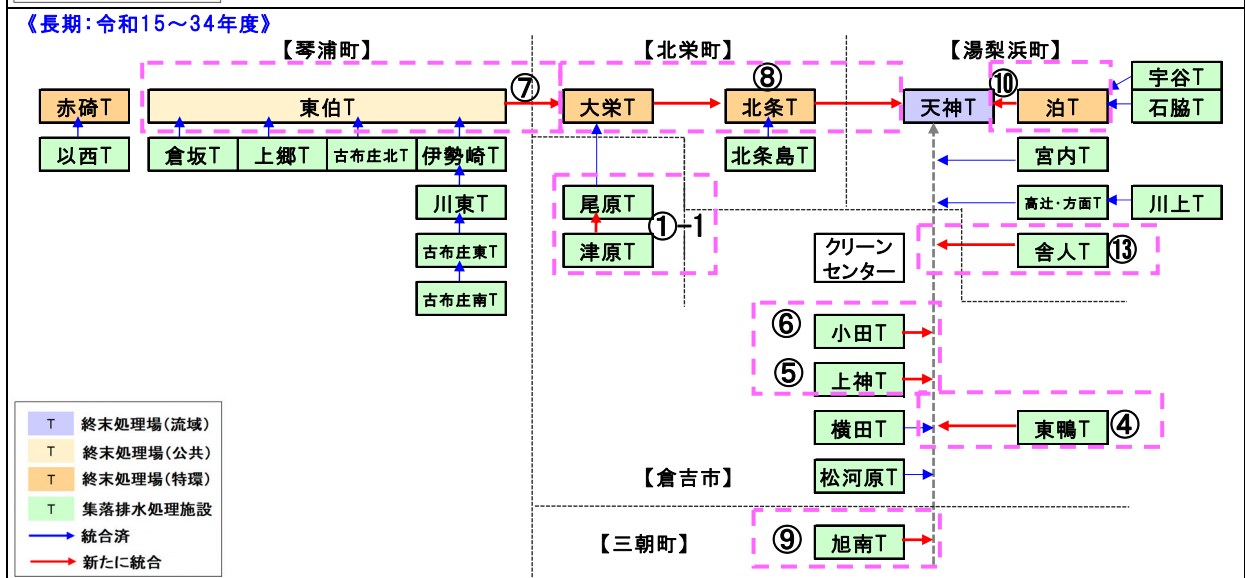
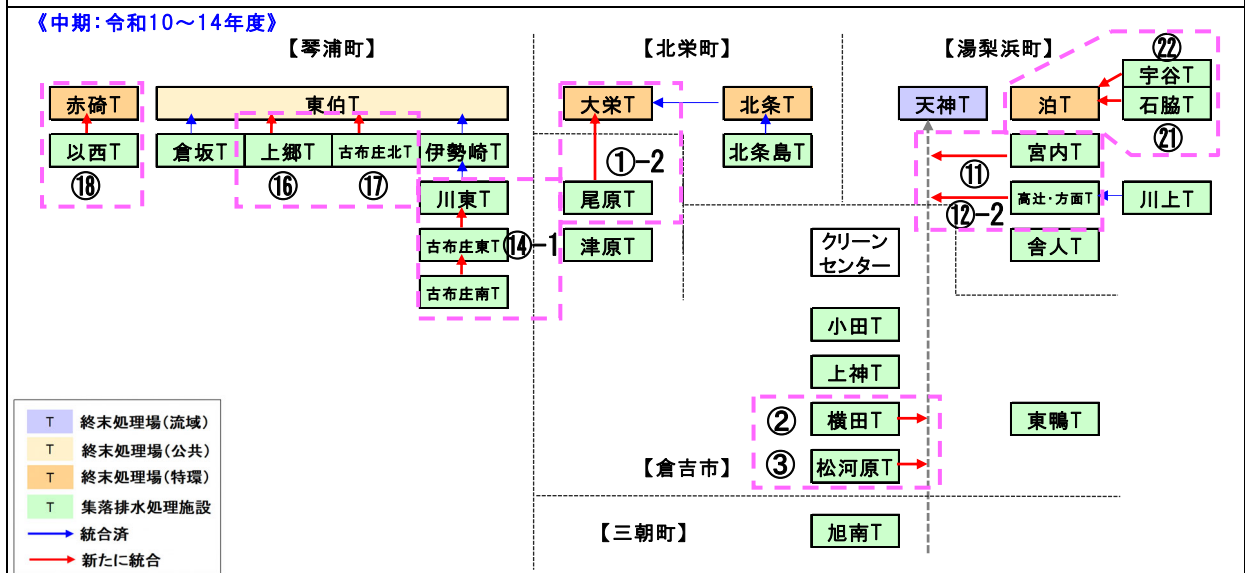
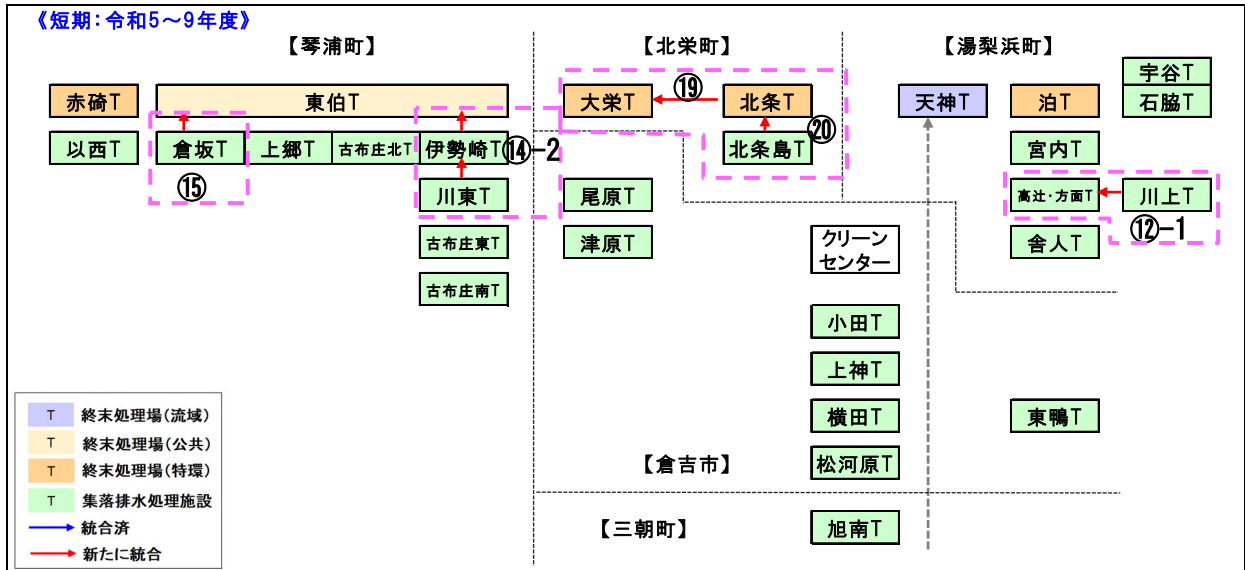
【中部ブロック】

中部ブロックの市町村をまたぐ統廃合では、5市町で16処理場の廃止検討を行います。市町村内の統廃合では、2町で12処理場の廃止検討を行います。（市町村内の統廃合については、このほかにも各市町村で随時検討を進めます。）

（補 足）市町村をまたぐ統廃合

令和元年度以降、施設の状況、地形的な要因、今後の人口推計、災害時のリスク分散などを考慮しながら、県・市町村で全ての汚水処理施設を対象として意見交換を重ね、統廃合の可能性を検討しました。中部ブロックでは、流域下水道の処理区に近接している多くの農業集落排水を集約する検討ケースが複数挙げられています。

ブ ロ ッ ク	取 組 内 容	ケ ー ス 番 号	廃止側				受入側		
			自治体	事業	施設名		自治体	事業	施設名
中 部	市 町 村 を ま た ぐ 統 廃 合	①	倉吉市	農集 農集	津原 →尾原	→	北栄町	特環	大栄
		②	倉吉市	農集	横田	→	県	流域	天神
		③	倉吉市	農集	松河原	→	県	流域	天神
		④	倉吉市	農集	東鴨	→	県	流域	天神
		⑤	倉吉市	農集	上神	→	県	流域	天神
		⑥	倉吉市	農集	小田	→	県	流域	天神
		⑦	琴浦町	公共	東伯	→	北栄町	特環	大栄
		⑧	北栄町	特環 特環	大栄 →北条	→	県	流域	天神
		⑨	三朝町	農集	旭南	→	県	流域	天神
		⑩	湯梨浜町	特環	泊	→	県	流域	天神
		⑪	湯梨浜町	農集	宮内	→	県	流域	天神
		⑫	湯梨浜町	農集	川上 →高辻・方面	→	県	流域	天神
		⑬	湯梨浜町	農集	舎人	→	県	流域	天神
	市 町 村 内 の 統 廃 合	⑭	琴浦町	農集 農集 農集 農集	古布床南 →古布床東 →川東 →伊勢崎	→	琴浦町	公共	東伯
		⑮	琴浦町	農集	倉坂	→	琴浦町	公共	東伯
		⑯	琴浦町	農集	上郷	→	琴浦町	公共	東伯
		⑰	琴浦町	農集	古布床北	→	琴浦町	公共	東伯
		⑱	琴浦町	農集	以西	→	琴浦町	特環	赤碕
		⑲	北栄町	特環	北条	→	北栄町	特環	大栄
		⑳	北栄町	農集	北条島	→	北栄町	特環	北条
		㉑	湯梨浜町	農集	石脇	→	湯梨浜町	特環	泊
		㉒	湯梨浜町	農集	宇谷	→	湯梨浜町	特環	泊



※ 統廃合に関連する処理場のみを記載
 ※ 番号：ケース番号

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース1</p>	<p>事業概要：津原処理場他1箇所 ⇒ 大栄浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>														
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 津原処理場 供用開始年度 : 平成16年4月 既設処理能力 : 127m³/日 流入水量 : 68m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 尾原処理場 供用開始年度 : 平成10年8月 既設処理能力 : 243m³/日 流入水量 : 123m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 大栄浄化センター 供用開始年度 : 平成8年3月 既設処理能力 : 4,200m³/日 流入水量 : 2,052m³/日 (日平均)</p>													
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>	<p>36.8百万円(R34までの累計)</p>													
<p>位置図</p>															
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</th> <th style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</th> <th style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <p>■ 尾原→大栄 ・具体の検討</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>■ 津原→尾原 ・具体の検討</p> </td> <td> <p>・事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>・具体の検討</p> </td> <td> <p>・事業計画変更等</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>■ 尾原→大栄 ・具体の検討</p>			<p>■ 津原→尾原 ・具体の検討</p>		<p>・事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>	<p>・具体の検討</p>		<p>・事業計画変更等</p>
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34													
<p>■ 尾原→大栄 ・具体の検討</p>															
<p>■ 津原→尾原 ・具体の検討</p>		<p>・事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>													
<p>・具体の検討</p>		<p>・事業計画変更等</p>													

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんが、本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。
 なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 2</p>	<p>事業概要：横田処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p>	<p>受入側</p>							
	<p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 横田処理場 供用開始年度 : 平成 7 年 7 月 既設処理能力 : 186m³/日 流入水量 : 86m³/日 (日平均)</p>	<p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>23.0 百万円 (R34 までの累計)</p>		<p>13.0 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 1606 735 1682">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="740 1606 1050 1682">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1054 1606 1358 1682">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 1688 735 1854"> <p>・ 具体の検討</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="740 1688 1358 1854"> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>	<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>	
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>・ 具体の検討</p>	<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>								

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 3</p>	<p>事業概要：松河原処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>											
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 松河原処理場 供用開始年度 : 平成 11 年 4 月 既設処理能力 : 184m³/日 流入水量 : 77m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>										
<p>費用削減効果</p>	<p>45.5 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>12.0 百万円 (R34 までの累計)</p>										
<p>位置図</p>												
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding-left: 20px;"> ・ 具体の検討 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding-left: 20px;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討			・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施		
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34										
・ 具体の検討												
・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施												

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 4</p>	<p>事業概要：東鴨処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 東鴨処理場 供用開始年度 : 平成 10 年 8 月 既設処理能力 : 338m³/日 流入水量 : 192m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>8.5 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>13.5 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1637 719 1720">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="724 1637 1034 1720">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1038 1637 1348 1720">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="406 1727 1034 1895"> <p>・ 具体の検討</p> </td> <td data-bbox="1038 1727 1348 1895"> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>							

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 5</p>	<p>事業概要：上神処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 上神処理場 供用開始年度 : 平成 13 年 10 月 既設処理能力 : 311m³/日 流入水量 : 148m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>	<p>11.7 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1635 719 1720">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="724 1635 1034 1720">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1038 1635 1369 1720">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1727 1034 1899"> <p>・ 具体の検討</p> </td> <td data-bbox="1038 1727 1369 1899"> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>							

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんが、本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 6</p>	<p>事業概要：小田処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 倉吉市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 小田処理場 供用開始年度 : 平成 6 年 8 月 既設処理能力 : 224m³/日 流入水量 : 105m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>8.5 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>6.2 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 1635 719 1727"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td data-bbox="724 1635 1034 1727"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td data-bbox="1038 1635 1369 1727"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1733 1034 1901"> ・ 具体の検討 </td> <td data-bbox="1038 1733 1369 1901"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース7</p>	<p>事業概要：東伯浄化センター ⇒ 大栄浄化センター 公共下水道の終末処理場を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 公共下水道 施設名 : 東伯浄化センター 供用開始年度 : 平成15年4月 既設処理能力 : 2,900m³/日 流入水量 : 1,418m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 大栄浄化センター 供用開始年度 : 平成8年3月 既設処理能力 : 4,200m³/日 流入水量 : 2,052m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>649.1 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>132.9 百万円 (R34 までの累計) ※天神浄化センターにおける効果額</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="text-align: center;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 8</p>	<p>事業概要：大栄浄化センター他1箇所 ⇒ 天神浄化センター 特定環境保全公共下水道の終末処理場を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>							
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 大栄浄化センター 供用開始年度 : 平成 8 年 3 月 既設処理能力 : 4,200m³/日 流入水量 : 2,052m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 北条下水道管理センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 1,900m³/日 流入水量 : 973m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>						
<p>費用削減効果</p>	<p>521.0 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>211.0 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>								
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 具体の検討 </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </div> </td> </tr> </table>		短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 具体の検討 </div>		<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </div>
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34						
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 具体の検討 </div>		<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </div>						

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 9</p>	<p>事業概要：旭南農業集落排水処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>							
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 三朝町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 旭南農業集落排水処理場 供用開始年度 : 平成 11 年 4 月 既設処理能力 : 84m³/日 流入水量 : 51m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>						
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>	<p>2.7 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>								
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1650 719 1742">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="724 1650 1034 1742">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1038 1650 1337 1742">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1749 1034 1912"> <p>・ 具体の検討</p> </td> <td data-bbox="1038 1749 1337 1912"> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>		短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34						
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>						

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでしたが、本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 10</p>	<p>事業概要：泊浄化センター ⇒ 天神浄化センター 特定環境保全公共下水道を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 湯梨浜町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 泊浄化センター 供用開始年度 : 平成 9 年 4 月 既設処理能力 : 686m³/日 流入水量 : 361m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>99.6 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>71.7 百万円 (R34 までの累計)</p>	
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期 (～5年) R5～R9</p> <p>・ 具体の検討</p>	<p>中期 (～10年) R10～R14</p>	<p>長期 (～30年) R15～R34</p> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでした。本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 11</p>	<p>事業概要：宮内地区農集処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p>	<p>受入側</p>							
	<p>管理者 : 湯梨浜町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 宮内地区農集処理場 供用開始年度 : 昭和 59 年 11 月 既設処理能力 : 47m³/日 流入水量 : 20m³/日 (日平均)</p>	<p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日 流入水量 : 19,726m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>		<p>2.9 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1635 724 1718">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="729 1635 1032 1718">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1037 1635 1345 1718">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1724 724 1895"> <p>・ 具体の検討</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="729 1724 1345 1895"> <p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>	<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>	
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>・ 具体の検討</p>	<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>								

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでした。本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 12</p>	<p>事業概要：川上地区農集処理場他1箇所 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>											
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者：湯梨浜町 事業：農業集落排水 施設名：川上地区農集処理場 供用開始年度：平成1年3月 既設処理能力：65m³/日 流入水量：28m³/日（日平均）</p> <p>管理者：湯梨浜町 事業：農業集落排水 施設名：高辻・方面地区農集処理場 供用開始年度：平成4年8月 既設処理能力：60m³/日 流入水量：29m³/日（日平均）</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者：県 事業：流域下水道 施設名：天神浄化センター 供用開始年度：昭和59年2月 既設処理能力：32,000m³/日 流入水量：19,726m³/日（日平均）</p>										
<p>費用削減効果</p>	<p>—（※）</p>	<p>8.1百万円（R34までの累計）</p>										
<p>位置図</p>												
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期（～5年） R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期（～10年） R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期（～30年） R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>■川上→高辻・方面 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>■高辻・方面→流域下水道 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p> </td> </tr> </table>			短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34	<p>■川上→高辻・方面 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>			<p>■高辻・方面→流域下水道 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>		
短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34										
<p>■川上→高辻・方面 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>												
<p>■高辻・方面→流域下水道 ・具体の検討 → 事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>												

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでしたが、本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

《市町村をまたいだ統廃合》

<p>ケース 13</p>	<p>事業概要：舎人地区農集処理場 ⇒ 天神浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、天神川流域下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者：湯梨浜町 事業：農業集落排水 施設名：舎人地区農集処理場 供用開始年度：平成5年7月 既設処理能力：251m³/日 流入水量：134m³/日（日平均）</p>	<p>受入側</p> <p>管理者：県 事業：流域下水道 施設名：天神浄化センター 供用開始年度：昭和59年2月 既設処理能力：32,000m³/日 流入水量：19,726m³/日（日平均）</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>4.3百万円（R34までの累計）</p>	<p>9.1百万円（R34までの累計）</p>	
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期（～5年） R5～R9</p> <p>・具体の検討</p>	<p>中期（～10年） R10～R14</p>	<p>長期（～30年） R15～R34</p> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施</p>

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 14</p>	<p>事業概要：古布庄南処理場他3箇所 ⇒ 東伯浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p>廃止側（琴浦町、農集4地区）</p> <p>施設名 : 古布庄南処理場 供用開始年度 : 平成14年5月 既設処理能力 : 157m³/日 流入水量 : 74m³/日（日平均）</p> <p>施設名 : 古布庄東処理場 供用開始年度 : 平成10年4月 既設処理能力 : 113m³/日 流入水量 : 59m³/日（日平均）</p> <p>施設名 : 川東処理場 供用開始年度 : 平成7年12月 既設処理能力 : 108m³/日 流入水量 : 57m³/日（日平均）</p> <p>施設名 : 伊勢崎処理場 供用開始年度 : 平成6年11月 既設処理能力 : 327m³/日 流入水量 : 249m³/日（日平均）</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 公共下水道 施設名 : 東伯浄化センター 供用開始年度 : 平成15年4月 既設処理能力 : 2,900m³/日 流入水量 : 1,418m³/日（日平均）</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>992.6百万円(R34までの累計) ※ケース14~18の合計の効果</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期（～5年） R5～R9</p> <p>■川東→伊勢崎→東伯 ・具体の検討</p>	<p>中期（～10年） R10～R14</p> <p>・事業計画の変更、設計、工事、事業実施</p>	<p>長期（～30年） R15～R34</p> <p>■古布庄東→古布庄南→川東 ・具体の検討</p>

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 15</p>	<p>事業概要：倉坂処理場 ⇒ 東伯浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 倉坂処理場 供用開始年度 : 平成 5 年 12 月 既設処理能力 : 81m³/日 流入水量 : 55m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 公共下水道 施設名 : 東伯浄化センター 供用開始年度 : 平成 15 年 4 月 既設処理能力 : 2,900m³/日 流入水量 : 1,418m³/日 (日平均)</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>992.6 百万円 (R34 までの累計) ※ケース 14~18 の合計の効果</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期 (～5年) R5～R9</p>	<p>中期 (～10年) R10～R14</p>	<p>長期 (～30年) R15～R34</p>
<p>・具体の検討 (indicated by a blue arrow pointing right)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施 			

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 16</p>	<p>事業概要：上郷処理場 ⇒ 東伯浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 上郷処理場 供用開始年度 : 平成 11 年 4 月 既設処理能力 : 194m³/日 流入水量 : 103m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 公共下水道 施設名 : 東伯浄化センター 供用開始年度 : 平成 15 年 4 月 既設処理能力 : 2,900m³/日 流入水量 : 1,418m³/日 (日平均)</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>992.6 百万円 (R34 までの累計) ※ケース 14~18 の合計の効果</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期 (~5年) R5~R9</p> <p>・具体の検討</p>	<p>中期 (~10年) R10~R14</p> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施</p>	<p>長期 (~30年) R15~R34</p>

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 17</p>	<p>事業概要：古布庄北処理場 ⇒ 東伯浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 古布庄北処理場 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 92m³/日 流入水量 : 62m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 公共下水道 施設名 : 東伯浄化センター 供用開始年度 : 平成 15 年 4 月 既設処理能力 : 2,900m³/日 流入水量 : 1,418m³/日 (日平均)</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>992.6 百万円 (R34 までの累計) ※ケース 14~18 の合計の効果</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期 (~5年) R5~R9</p>	<p>中期 (~10年) R10~R14</p>	<p>長期 (~30年) R15~R34</p>
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>	

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 18</p>	<p>事業概要：以西処理場 ⇒ 赤碕浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 以西処理場 供用開始年度 : 平成 19 年 4 月 既設処理能力 : 257m³/日 流入水量 : 119m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 琴浦町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 赤碕浄化センター 供用開始年度 : 平成 14 年 4 月 既設処理能力 : 2,400m³/日 流入水量 : 1,103m³/日 (日平均)</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>992.6 百万円 (R34 までの累計) ※ケース 14~18 の合計の効果</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期 (～5年) R5～R9</p>	<p>中期 (～10年) R10～R14</p>	<p>長期 (～30年) R15～R34</p>
<p>・ 具体の検討</p>		<p>・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施</p>	

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 19</p>	<p>事業概要：北条下水道管理センター ⇒ 大栄浄化センター 特定環境保全公共下水道の終末処理場を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 北条下水道管理センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 1,900m³/日 流入水量 : 973m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 大栄浄化センター 供用開始年度 : 平成 8 年 3 月 既設処理能力 : 4,200m³/日 流入水量 : 2,052m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>889.4 百万円 (R34 までの累計)</p>								
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1473 735 1554">短期 (～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="740 1473 1050 1554">中期 (～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1054 1473 1364 1554">長期 (～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="422 1561 1364 1731"> <p>・具体の検討 →</p> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	<p>・具体の検討 →</p> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施</p>		
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
<p>・具体の検討 →</p> <p>・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施</p>									

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 20</p>	<p>事業概要：北条島クリーンセンター ⇒ 北条下水道管理センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 北条島クリーンセンター 供用開始年度 : 平成 9 年 5 月 既設処理能力 : 89³/日 流入水量 : 52m³/日 (日平均)</p>	<p>受入側</p> <p>管理者 : 北栄町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 北条下水道管理センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 1,900m³/日 流入水量 : 973m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>25.0 百万円 (R34 までの累計)</p>								
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 1473 735 1554">短期 (~5年) R5~R9</th> <th data-bbox="740 1473 1050 1554">中期 (~10年) R10~R14</th> <th data-bbox="1054 1473 1364 1554">長期 (~30年) R15~R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="421 1561 1364 1731"> <p>・具体の検討 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施 </td> </tr> </tbody> </table>			短期 (~5年) R5~R9	中期 (~10年) R10~R14	長期 (~30年) R15~R34	<p>・具体の検討 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施 		
短期 (~5年) R5~R9	中期 (~10年) R10~R14	長期 (~30年) R15~R34							
<p>・具体の検討 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更 ・設計,工事 ・事業実施 									

《市町村内の統廃合》

<p>ケース 21, 22</p>	<p>事業概要：石脇地区農集処理場他1箇所 ⇒ 泊浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の特定環境保全公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 湯梨浜町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 石脇地区農集処理場 供用開始年度 : 平成 11 年 4 月 既設処理能力 : 205m³/日 流入水量 : 85m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 湯梨浜町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 宇谷地区農集処理場 供用開始年度 : 平成 7 年 12 月 既設処理能力 : 238m³/日 流入水量 : 117m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 湯梨浜町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 泊浄化センター 供用開始年度 : 平成 9 年 4 月 既設処理能力 : 686m³/日 流入水量 : 361m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>--- (現段階では未算定。今後必要に応じて算定をする。)</p>								
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ・ 具体の検討 </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討	・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施	
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討	・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施								

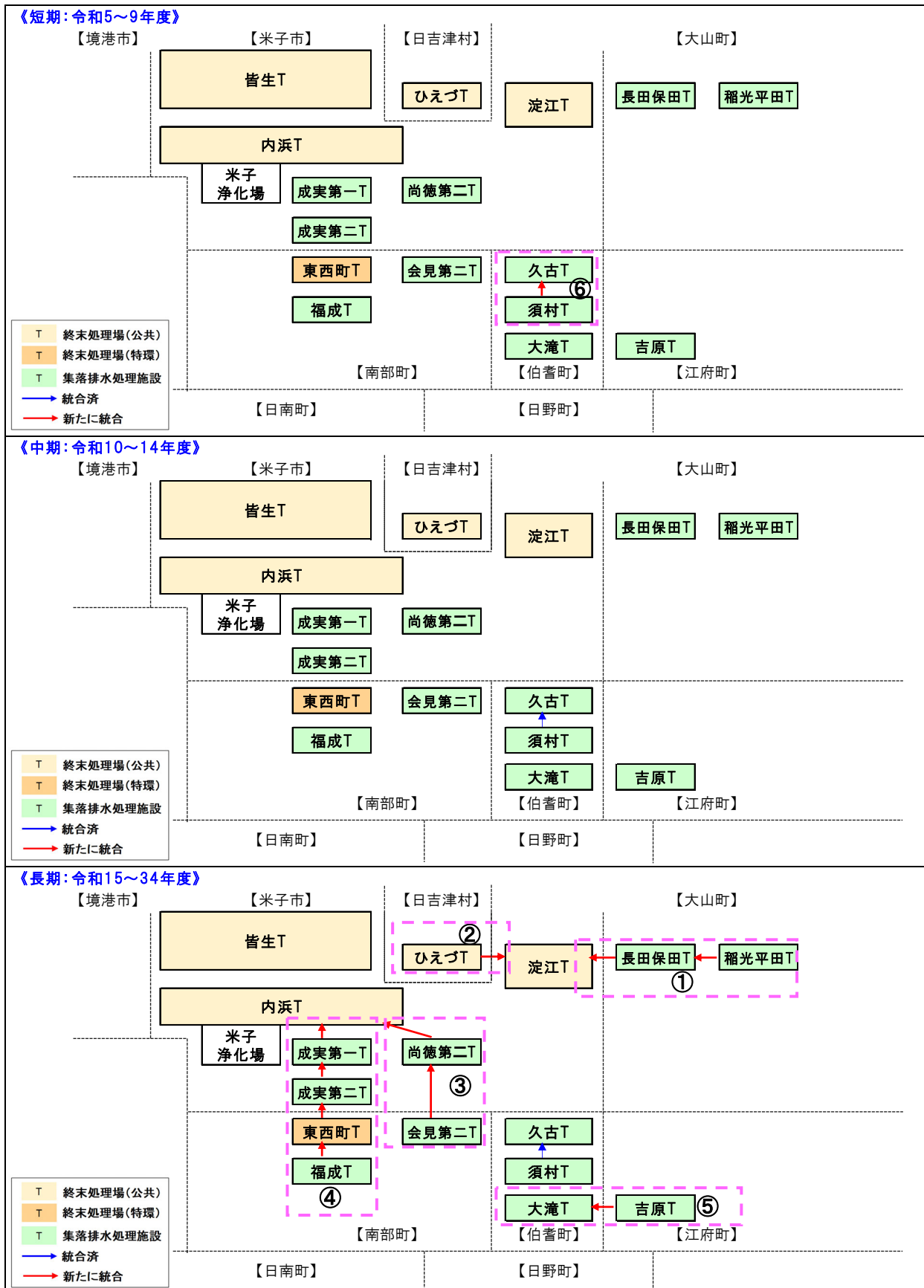
【西部ブロック】

西部ブロックの市町村をまたぐ統廃合では、4 町村で 7 処理場の廃止検討を行います。市町村内の統廃合では、1 町で 1 処理場の廃止検討を行います。（市町村内の統廃合については、このほかにも各市町村で随時検討を進めます。）

（補 足）市町村をまたぐ統廃合

令和元年度以降、施設の状況、地形的な要因、今後の人口推計、災害時のリスク分散などを考慮しながら、県・市町村で全ての汚水処理施設を対象として意見交換を重ね、統廃合の可能性を検討しましたが、西部ブロックにおいては地形的な条件が整いにくく費用削減につながる有効なケースとしては、5 ケースとなりました。

ブ ロ ッ ク	取 組 内 容	番 号 ケ ー ス	廃止側				受入側		
			自治体	事業	施設名		自治体	事業	施設名
西 部	市 町 村 を ま た ぐ 統 廃 合	①	大山町	農集 農集	稲光平田 →長田保田	→	米子市	公共	淀江
		②	日吉津村	公共	ひえづ	→	米子市	公共	淀江
		③	南部町	農集	会見第二	→	米子市	農集 公共	尚徳第二 →内浜
		④	南部町	農集 特環	福成、 東西町	→	米子市	農集 農集 公共	成実第二 →成実第一 →内浜
		⑤	江府町	農集	吉原	→	伯耆町	農集	大滝
	市 町 村 内 の 統 廃 合	⑥	伯耆町	農集	須村	→	伯耆町	農集	久古



※ 統廃合に関連する処理場のみを記載

※ 番号：ケース番号

【市町村をまたいだ統廃合】

<p>ケース 1</p>	<p>事業概要：稲光平田浄化センター他1箇所 ⇒ 淀江浄化センター 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 大山町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 稲光平田浄化センター 供用開始年度 : 平成 9 年 7 月 既設処理能力 : 295m³/日 流入水量 : 116m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 大山町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 長田保田浄化センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 365m³/日 流入水量 : 226m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 公共下水道 施設名 : 淀江浄化センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 3,400m³/日 流入水量 : 1,875m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>	<p>49.1 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ・ 具体の検討 </td> <td style="border: 2px dashed blue;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでした。本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

【市町村をまたいだ統廃合】

<p>ケース 2</p>	<p>事業概要： ひえづ浄水センター ⇒ 淀江浄化センター 公共下水道の終末処理場をポンプ場化し、隣接する自治体の公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 日吉津村 事業 : 公共下水道 施設名 : ひえづ浄水センター 供用開始年度 : 昭和 62 年 7 月 既設処理能力 : 2,000m³/日 流入水量 : 1,082m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 公共下水道 施設名 : 淀江浄化センター 供用開始年度 : 平成 12 年 4 月 既設処理能力 : 3,400m³/日 流入水量 : 1,875m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>386.8 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>231.0 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

【市町村をまたいだ統廃合】

<p>ケース 3</p>	<p>事業概要：会見第2浄化センター ⇒ 尚徳第二処理場他1箇所 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の農業集落排水を 経由して公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 南部町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 会見第2浄化センター 供用開始年度 : 平成8年6月 既設処理能力 : 423m³/日 流入水量 : 341m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 尚徳第二処理場 供用開始年度 : 平成7年9月 既設処理能力 : 140m³/日 流入水量 : 71m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 公共下水道 施設名 : 内浜処理場 供用開始年度 : 昭和49年10月 既設処理能力 : 35,500m³/日 流入水量 : 30,024m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>22.2 百万円 (R34 までの累計)</p>		<p>37.4 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

【市町村をまたいだ統廃合】

<p>ケース 4</p>	<p>事業概要：福成浄化センター他 1 箇所 ⇒ 成実第二処理場他 2 箇所 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の農業集落排水を經由して公共下水道へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 南部町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 福成浄化浄化センター 供用開始年度 : 平成 7 年 10 月 既設処理能力 : 287m³/日 流入水量 : 279m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 南部町 事業 : 特定環境保全公共下水道 施設名 : 東西町浄化センター 供用開始年度 : 平成 2 年 4 月 既設処理能力 : 1,030m³/日 流入水量 : 387m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 成実第二処理場 供用開始年度 : 平成 10 年 11 月 既設処理能力 : 254m³/日 流入水量 : 186m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 農業集落排水 施設名 : 成実第一処理場 供用開始年度 : 平成 10 年 10 月 既設処理能力 : 759m³/日 流入水量 : 425m³/日 (日平均)</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 公共下水道 施設名 : 内浜処理場 供用開始年度 : 昭和 49 年 10 月 既設処理能力 : 35,500m³/日 流入水量 : 30,024m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>364.9 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>74.5 百万円 (R34 までの累計)</p>							
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

【市町村をまたいだ統廃合】

<p>ケース 5</p>	<p>事業概要：チロルクリーンセンター吉原 ⇒ 大滝地区農業集落排水処理施設 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、隣接する自治体の農業集落排水処理施設へ接続する。</p>								
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 江府町 事業 : 農業集落排水 施設名 : チロルクリーンセンター吉原 供用開始年度 : 平成 19 年 4 月 既設処理能力 : 19m³/日 流入水量 : 8m³/日 (日平均)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 伯耆町 事業 : 農業集落排水 施設名 : 大滝地区農業集落排水処理施設 供用開始年度 : 平成 19 年 9 月 既設処理能力 : 60m³/日 流入水量 : 24m³/日 (日平均)</p>							
<p>費用削減効果</p>	<p>— (※)</p>		<p>1.4 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>									
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期 (～5年) R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期 (～10年) R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期 (～30年) R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34							
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施							

※現在の簡易条件下での検討では定量的効果は見込めませんでした。本計画策定後に実施する詳細検討において、再検証を行います。

なお、定性的効果として、職員負担の軽減といった事項が考えられます。

【市町村内の統廃合】

<p>ケース 6</p>	<p>事業概要：須村地区農業集落排水処理施設 ⇒ 久古地区農業集落排水処理施設 農業集落排水処理施設を廃止・ポンプ場化し、自治体内の農業集落排水処理施設へ接続する。</p>		
<p>施設概要</p>	<p>廃止側</p> <p>管理者：伯耆町 事業：農業集落排水 施設名：須村地区農業集落排水処理施設 供用開始年度：平成7年7月 既設処理能力：138m³/日 流入水量：80m³/日（日平均）</p>	<p>受入側</p> <p>管理者：伯耆町 事業：農業集落排水 施設名：久古地区農業集落排水処理施設 供用開始年度：平成14年4月 既設処理能力：303m³/日 流入水量：202m³/日（日平均）</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>41.5 百万円 (R34 までの累計)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>スケジュール案</p>	<p>短期（～5年） R5～R9</p>	<p>中期（～10年） R10～R14</p>	<p>長期（～30年） R15～R34</p>
<p>● —————→ 事業実施(R4)</p>			

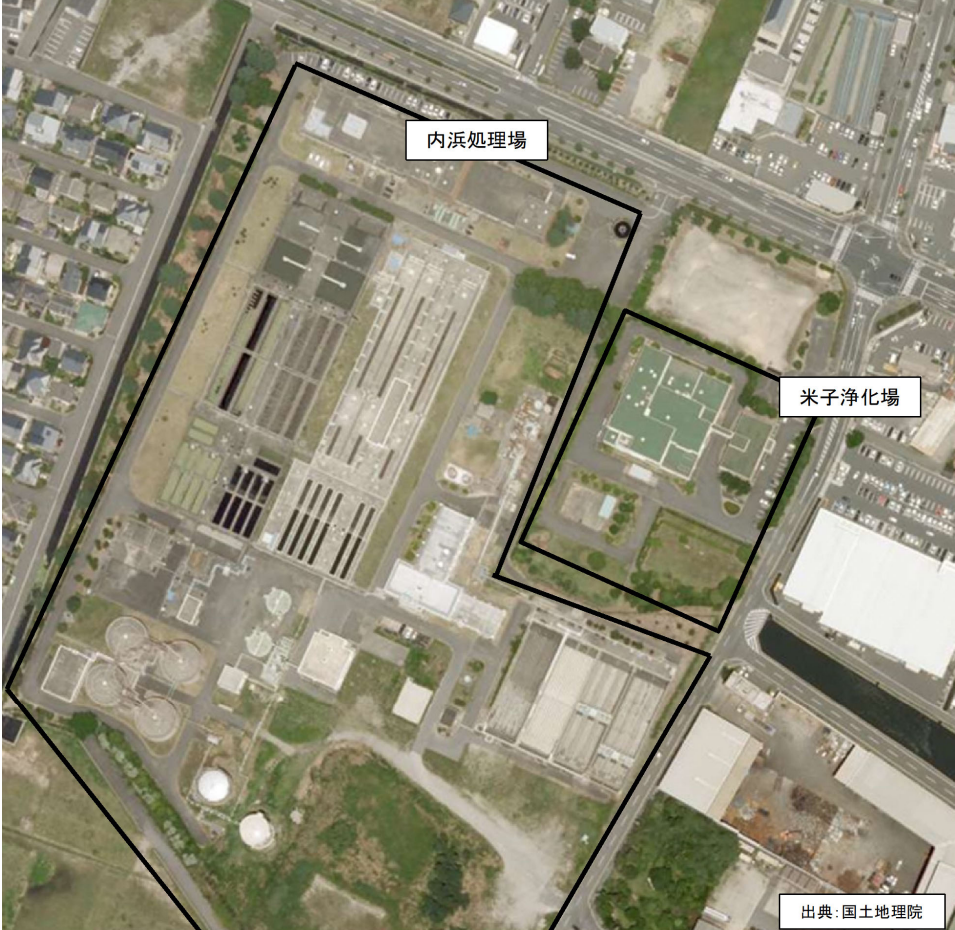
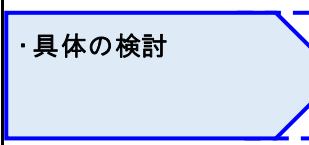
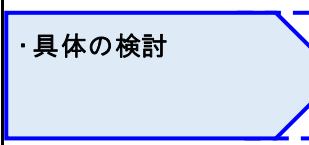
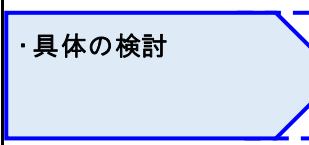
イ 汚泥処理の共同化

① し尿処理施設の統廃合

【し尿処理施設の統廃合】

<p>中部 ブロック</p>	<p>事業概要： し尿処理施設を廃止し、天神川流域下水道へ統合する。</p>							
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 鳥取中部ふるさと広域連合 事業 : し尿処理 施設名 : 中部クリーンセンター 供用開始年度 : 平成 4 年 4 月 既設処理能力 : 140KL/日 (生し尿 107KL/日、浄化槽汚泥 33KL/日)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 県 事業 : 流域下水道 施設名 : 天神浄化センター 供用開始年度 : 昭和 59 年 2 月 既設処理能力 : 32,000m³/日</p>						
<p>費用削減効果</p>	<p>2,521.6 百万円 (R34 までの累計)</p>	<p>29.0 百万円 (R34 までの累計)</p>						
<p>位置図</p>								
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ・ 具体の検討 </td> <td style="text-align: center;"> ・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施 </td> </tr> </table>		短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34						
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計, 工事 ・ 事業実施						

【し尿処理施設の統廃合】

<p>西部 ブロック</p>	<p>事業概要： し尿処理施設を廃止し、内浜処理場で共同処理する。</p>											
<p>施設概要</p>	<p style="text-align: center;">廃止側</p> <p>管理者 : 西部広域行政管理組合 事業 : し尿処理 施設名 : 米子浄化場 供用開始年度 : 平成3年3月 既設処理能力 : 145KL/日 (し尿 110KL/日、浄化槽汚泥 35KL/日)</p>	<p style="text-align: center;">受入側</p> <p>管理者 : 米子市 事業 : 公共下水道 施設名 : 内浜処理場 供用開始年度 : 昭和49年10月 既設処理能力 : 35,500m³/日</p>										
<p>費用削減効果</p>	<p>4,740.9百万円(R34までの累計)</p>	<p>160.6百万円(R34までの累計)</p>										
<p>位置図</p>												
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 短期 (～5年) R5～R9 </td> <td style="width: 33%;"> 中期 (～10年) R10～R14 </td> <td style="width: 33%;"> 長期 (～30年) R15～R34 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ・ 具体の検討 </td> <td> ・ 事業計画の変更 ・ 設計,工事 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">  </td> <td> ● → 事業実施(R15予定) </td> </tr> </table>			短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34	・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計,工事			● → 事業実施(R15予定)
短期 (～5年) R5～R9	中期 (～10年) R10～R14	長期 (～30年) R15～R34										
・ 具体の検討		・ 事業計画の変更 ・ 設計,工事										
		● → 事業実施(R15予定)										

② 移動式汚泥脱水車の広域利用

<p>西部 ブロック</p>	<p>事業概要： 移動式汚泥脱水車の広域利用の対象施設を拡大する。</p>											
<p>施設概要</p>	<p>現状で導入済</p> <p>日吉津村：ひえづ浄水センター 大山町：大山浄化センター 中高所子浄化センター 大山口浄化センター 稲光平田浄化センター 長田保田浄化センター 種原浄化センター 豊房浄化センター 飯戸坊領浄化センター 赤松浄化センター 南部町：東西町浄化センター クリンピュア西伯 福成浄化センター アクディ大国</p>	<p>拡大対象</p> <p>大山町：上野末吉浄化センター 光徳浄化センター 赤坂・下甲地区排水処理施設 中山口地区排水処理施設 御崎地区排水処理施設 八重地区排水処理施設 高橋地区排水処理施設 南部町：会見浄化センター 会見第2浄化センター 小松谷浄化センター 伯耆町：遠藤地区農業集落排水処理施設</p>										
<p>費用削減効果</p>	<p>364.9 百万円 (R34 までの累計)</p>											
<p>位置図</p>	<p>● 移動脱水車を広域利用している処理場 ● 移動脱水車を今後検討したい処理場</p>											
<p>スケジュール案</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">短期（～5年） R5～R9</td> <td style="width: 33%;">中期（～10年） R10～R14</td> <td style="width: 33%;">長期（～30年） R15～R34</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・ 具体の検討</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>● 事業実施(大山町、南部町)</p> </td> <td> <p>● 事業実施(伯耆町)</p> </td> </tr> </table>			短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34	<p>・ 具体の検討</p>			<p>● 事業実施(大山町、南部町)</p>		<p>● 事業実施(伯耆町)</p>
短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34										
<p>・ 具体の検討</p>												
<p>● 事業実施(大山町、南部町)</p>		<p>● 事業実施(伯耆町)</p>										

※処理場の統廃合に該当する施設は、廃止まで移動式汚泥脱水車の広域利用に参加します。

(2) ソフト系

ア 委託業務の共同発注

【取組内容】

<p>概要</p>	<p>委託業務を複数の自治体で共同発注することで発注ロットの拡大によるスケールメリットが期待される。</p> <p>■ストックマネジメント計画（管渠、処理場）</p> <p>改築更新事業を補助事業で実施するには、ストックマネジメント計画の策定が必要。既に作成済の自治体が多いため、見直しのタイミングで共同発注を行うことを想定。</p> <p>■料金改定に関する検討</p> <p>近隣市町村と料金改定に係る検討業務の共同発注を検討する。</p>		
<p>対象市町村</p>	<p>■東部ブロック</p>	<p>ストマネ（管渠）</p> <p>ストマネ（処理場）</p>	<p>岩美町、智頭町、八頭町</p> <p>岩美町、智頭町</p>
<p>費用削減効果</p>	<p>■ストックマネジメント計画（管渠、処理場）</p> <p>（管渠） 634.0 百万円 (R34 までの累計) (2 ブロックの合算値)</p> <p>（処理場） 156.0 百万円 (R34 までの累計)</p> <p>※ストックマネジメント計画の共同発注を対象に費用削減効果を算定。</p>		
<p>共同発注方法（案）</p>	<p>・短期～中期に共同発注の実施を目指す。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid pink; padding: 2px;">イメージ</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p>①補完者を活用した維持管理や事務の共同化</p> <p>下水道公社、日本下水道事業団、第3セクター等</p> <p>①の形態：業務の発注(支援)・履行監視(支援)は下水道公社等の公的機関が行う</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>②中核市等を中心とした複数市町村による維持管理や事務の共同化</p> <p>A市がB～Eの管理業務等を執行</p> <p>②の形態：業務の発注・履行監視はA市が行う</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>③複数市町村による維持管理や事務の共同化</p> <p>③の形態：業務の発注・履行監視は市町村が自ら行う。技術者・職員が不足する場合には、補完者が別途必要となる</p> </div> </div>		

イ 維持管理業務の共同化

【取組内容】

<p>概要</p>	<p>参画を希望する市町村及び県により水質検査業務や処理場の維持管理業務等の共同発注を行い、維持管理費の抑制を図るとともに、関係者間で維持管理に係る技術的な情報を共有し、技術力の向上及び継承を図る。</p>		
<p>対象市町村</p>	<p>■ 東部ブロック</p>	<p>処理場</p>	<p>智頭町、八頭町</p>
		<p>水質監視業務</p>	<p>智頭町、八頭町</p>
		<p>集落排水</p>	<p>智頭町、八頭町</p>
		<p>管渠</p>	<p>智頭町、八頭町</p>
	<p>■ 中部ブロック</p>	<p>管渠</p>	<p>三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</p>
	<p>■ 西部ブロック</p>	<p>処理場</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町</p>
		<p>水質監視業務</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町</p>
		<p>ポンプ場</p>	<p>米子市、境港市、江府町</p>
		<p>集落排水及び小規模排水処理施設</p>	<p>大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</p>
		<p>浄化槽</p>	<p>南部町、伯耆町、日南町</p>
<p>管渠</p>		<p>米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町</p>	
<p>費用削減効果</p>	<p>(処理場) : 1,747.0 百万円 (R34 までの累計) (ポンプ場) : 275.0 百万円 (R34 までの累計) (3 ブロックの合算値) (管渠) : 1,850.3 百万円 (R34 までの累計) ※維持管理業務の共同化の内、処理場、ポンプ場、管渠を対象に費用削減効果を算定。</p>		
<p>共同発注方法 (案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期～中期～長期に共同発注等の実施を目指す。 ・ イメージは P61 のとおり。 		

ウ 台帳システムの整備・保守の共同化

【取組内容】

概要	<p>管路台帳や設備台帳を電子化、クラウド化することは、今後のストックマネジメント計画の更新や維持管理、災害時の円滑な初動に必要である。</p> <p>管路台帳は多くの自治体で電子化済だが、クラウド化までしている自治体は少ない。設備台帳は十分に作成できていない自治体も多くある。</p> <p>今後、管路台帳や設備台帳を導入する際に共同で実施することで、導入のイニシャルコストの縮減や同一システムの導入により円滑に維持管理の共同化を行えることが期待される。</p>		
対象市町村	■東部ブロック	設備台帳	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
		管路台帳	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
	■中部ブロック	設備台帳	県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町
		管路台帳	県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町
	■西部ブロック	設備台帳	米子市、境港市、日吉津村、大山町、 南部町、伯耆町、日南町、日野町、 江府町
		管路台帳	米子市、境港市、日吉津村、大山町、 南部町、伯耆町、日南町、日野町、 江府町
	■全県	浄化槽台帳	米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、 北栄町、日野町
	費用削減効果	(設備台帳) : 146.8 百万円 (R34 までの累計) (3 ブロックの合算値) (管路台帳) : 65.9 百万円 (R34 までの累計)	
共同発注方法 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期～中期～長期に台帳システムの共同発注、クラウド化の実施を目指す。 ・イメージは P61 のとおり。 		

※令和 9 年度以降、管路改築の社会資本整備総合交付金等の交付にあたっては、「改築に際して交付対象となる管路施設について、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていること」が要件化されました。

エ 庁内事務の共同化

【取組内容】(1/2)

<p>概要</p>	<p>汚水処理事業に係る庁内事務は多岐にわたる。各自治体は限られた職員で庁内事務を行っており、効率化や負担の軽減が必要である。</p> <p>このため、庁内事務の各内容について、共同発注や様式の統一、規制緩和、窓口の集約など、共同化の手法について検討する。</p>		
<p>対象市町村</p>	<p>■東部ブロック</p>	<p>③排水設備指定工事業者の登録・指導に関する事</p>	<p>鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町</p>
	<p>■中部ブロック</p>	<p>①使用料徴収に関する事 (調定・収納、滞納整理など)</p>	<p>三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</p>
		<p>②受益者負担金・接続助成金に関する事 (賦課決定、徴収、滞納整理など)</p>	<p>三朝町、琴浦町</p>
		<p>③排水設備指定工事業者の登録・指導に関する事</p>	<p>倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</p>
		<p>④排水設備工事にに関する事</p>	<p>三朝町、湯梨浜町、琴浦町</p>
		<p>⑤各種計画策定に関する事 (全体計画、事業計画策定など)</p>	<p>三朝町、湯梨浜町</p>
		<p>⑦特定施設及び除害施設に関する事 (申請承認、水質検査など)</p>	<p>三朝町、琴浦町、北栄町</p>
		<p>⑧農業集落排水に関する事 (計画、設計業務等の発注など)</p>	<p>三朝町、湯梨浜町、琴浦町</p>
		<p>⑨下水道普及啓発に関する事</p>	<p>三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</p>

【取組内容】(2/2)

<p>対象市町村</p>	<p>■西部ブロック</p>	<p>①使用料徴収に関すること (調定・収納、滞納整理など)</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
		<p>②受益者負担金・接続助成金に関すること (賦課決定、徴収、滞納整理など)</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
		<p>③排水設備指定工事業者の登録・指導に関すること</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
		<p>④排水設備工事に関すること</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
		<p>⑤各種計画策定に関すること (全体計画、事業計画策定など)</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
		<p>⑥占有・開発協議に関すること</p>	<p>大山町、日南町、日野町、 江府町</p>									
		<p>⑦特定施設及び除害施設に関すること (申請承認、水質検査など)</p>	<p>大山町、伯耆町、日南町、 日野町、江府町</p>									
		<p>⑧農業集落排水に関すること (計画、設計業務等の発注など)</p>	<p>米子市、大山町、南部町、 伯耆町、日南町、日野町、 江府町</p>									
		<p>⑨下水道普及啓発に関すること</p>	<p>米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町</p>									
<p>スケジュール (案)</p>	<p>・短期～中期～長期に各メニューの共同化の実施を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="432 1514 1370 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1514 746 1592">短期(～5年) R5～R9</th> <th data-bbox="751 1514 1066 1592">中期(～10年) R10～R14</th> <th data-bbox="1070 1514 1370 1592">長期(～30年) R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="432 1599 1370 1677"> <p>・実施方法の検討</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="432 1684 1370 1753"> <p>・実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期(～5年) R5～R9	中期(～10年) R10～R14	長期(～30年) R15～R34	<p>・実施方法の検討</p>			<p>・実施</p>		
短期(～5年) R5～R9	中期(～10年) R10～R14	長期(～30年) R15～R34										
<p>・実施方法の検討</p>												
<p>・実施</p>												

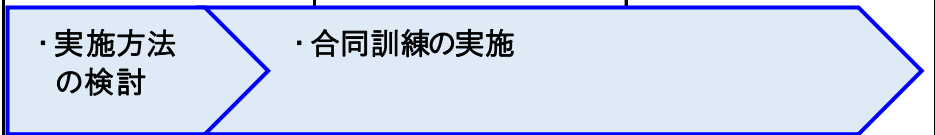
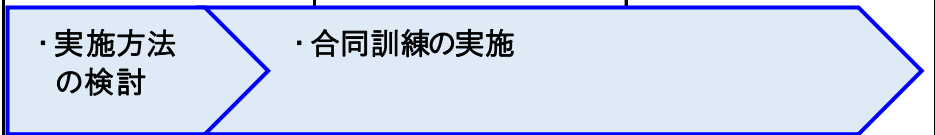
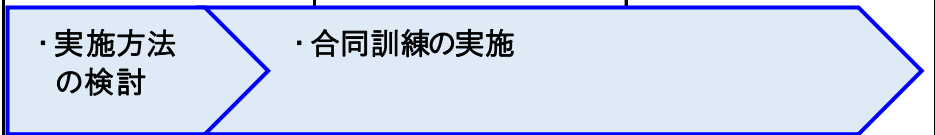
オ 人材育成の共同化

【取組内容】

<p>概要</p>	<p>■勉強会 人材不足、技術伝承不足といった課題に対応するため、県内全自治体を対象として、勉強会の合同開催を目指す。</p> <p>■市町村間相談体制の構築 専門職員の確保不足といった課題に対応するため、知識、経験を有するベテラン職員のリストを県内で共有し、自治体を跨いで疑義相談の窓口になっていただく。</p>								
<p>対象市町村</p>	<p>全市町村</p>								
<p>スケジュール (案)</p>	<p>・短期中に勉強会の実施、リストの作成・共有を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="453 797 1390 1041"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 797 764 875">短期（～5年） R5～R9</th> <th data-bbox="764 797 1075 875">中期（～10年） R10～R14</th> <th data-bbox="1075 797 1390 875">長期（～30年） R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 875 764 1041"> <p>・実施方法の検討</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="764 875 1390 1041"> <p>・勉強会の実施 ・市町村間相談体制の構築</p> </td> </tr> </tbody> </table>			短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34	<p>・実施方法の検討</p>	<p>・勉強会の実施 ・市町村間相談体制の構築</p>	
短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34							
<p>・実施方法の検討</p>	<p>・勉強会の実施 ・市町村間相談体制の構築</p>								

カ 災害時合同訓練

【取組内容】

<p>概要</p>	<p>各自治体のBCPに記載されている内容は、緊急措置までが殆どであり、実際は自治体職員での対応が必要となる一次調査についての訓練が重要と考えられる。</p> <p>また、緊急措置までについても、関連自治体が合同で実施するのみではなく、訓練の方法や結果、気づきを関連自治体間で共有することで、より実用性の高い訓練になりうると考えられる。</p>								
<p>対象市町村</p>	<p>全市町村</p>								
<p>合同訓練 実施内容（案）</p>	<p>震度 6 強以上の被災を想定して下水道管路施設の被災状況を確認する調査（一次調査）の計画策定に関するグループワークを行うとともに、実際にマンホール蓋を開閉した一次調査を体験する。訓練を通して、一次調査を行う際に必要な人員の想定、調査時の資機材不足状況を確認する。</p>								
<p>スケジュール （案）</p>	<p>・短期中に合同訓練の実施を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="451 958 1390 1227"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 958 764 1037">短期（～5年） R5～R9</th> <th data-bbox="764 958 1077 1037">中期（～10年） R10～R14</th> <th data-bbox="1077 958 1390 1037">長期（～30年） R15～R34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1037 1390 1227">  </td> </tr> </tbody> </table>			短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34			
短期（～5年） R5～R9	中期（～10年） R10～R14	長期（～30年） R15～R34							
									

4 ロードマップ

(1) ハード系

ア 処理場の統廃合

① 東部ブロック

取組内容	ブロック	ケース番号	取組時期				
			廃止側	受入側	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
					(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)
市町村内の統廃合	東部	①	特環 鳥取市(吉岡)	公共 鳥取市(千代水)			・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		②	農集 鳥取市(津ノ井)	公共 鳥取市(秋里)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R8予定)		
		③	農集 鳥取市(山湯山)	公共 鳥取市(秋里)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R8予定)		
		④	農集 鳥取市(蔵内)	農集 鳥取市(日置谷)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R7予定)		
		⑤	特環 若桜町(つく米)	特環 若桜町(若桜)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R5~6予定)		
		⑥	農集 八頭町(下徳丸)	特環 八頭町(丹比中央)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R7予定)		
		⑦	農集 八頭町(日田)	特環 八頭町(丹比中央)	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R7予定)		

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

※汚水処理施設の統廃合を行う場合、接続する施設がポンプ場に改修されることなどに伴い、施設の清掃や抜き取り汚泥の運搬などの維持管理業務を受注している事業者の業務量縮小につながる場合もあります。各市町村等において令和5年度以降の詳細検討を進めるに当たっては、合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）に基づく配慮事業者へのこのような影響を把握し、他の自治体の例も参考にしながら代替業務を確保するなどの対策についても検討していくことが必要であると考えます。

② 中部ブロック

取組内容	ブロック	ケース番号	取組時期				
					短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
			廃止側	受入側	（R5～R9）	（R10～R14）	（R15～R34）
市町村を跨る統廃合	中部	①-1	農集 倉吉市(津原)	農集 倉吉市(尾原)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		①-2	農集 倉吉市(尾原)	特環 北栄町(大栄)	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施	
		②	農集 倉吉市(横田)	流域 県(天神)	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施	
		③	農集 倉吉市(松河原)	流域 県(天神)	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施	
		④	農集 倉吉市(東鴨)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑤	農集 倉吉市(上神)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑥	農集 倉吉市(小田)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑦	公共 琴浦町(東伯)	特環 北栄町(大栄)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑧	特環 北栄町 (大栄、北条)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑨	農集 三朝町(旭南)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑩	農集 湯梨浜町(泊)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施
		⑪	農集 湯梨浜町(宮内)	流域 県(天神)	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施	
		⑫-1	農集 湯梨浜町(川上)	農集 湯梨浜町 (高辻・方面)	・具体的な検討 ・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑫-2	農集 湯梨浜町 (高辻・方面)	流域 県(天神)	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施	
		⑬	農集 湯梨浜町(舎人)	流域 県(天神)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

取組内容	ブロック	ケース番号	取組時期					
			廃止側	受入側	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）	
					(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)	
		⑭-1	農集 琴浦町(古布床東、 古布床南)	公共 琴浦町(東伯)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑭-2	農集 琴浦町(伊勢崎、 川東)	公共 琴浦町(東伯)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑮	農集 琴浦町(倉坂)	公共 琴浦町(東伯)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑯	農集 琴浦町(上郷)	公共 琴浦町(東伯)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑰	農集 琴浦町(古布床北)	公共 琴浦町(東伯)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑱	農集 琴浦町(以西)	特環 琴浦(赤碓)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑲	特環 北栄町(北条)	特環 北栄町(大栄)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		
		⑳	農集 北栄町(北条島)	特環 北栄町(北条)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R6予定)		
		㉑	農集 湯梨浜町(石脇)	特環 湯梨浜町(泊)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施(R10予定)		
		㉒	農集 湯梨浜町(宇谷)	特環 湯梨浜町(泊)		・事業計画の変更 ・設計, 工事 ・事業実施		

※中部圏域の汚水処理広域化については、令和5年度以降の詳細検討により一定程度進展する可能性があります。広域化の対象にならない汚水処理事業（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）も多数想定されます。その一方で、事業を支える自治体職員数は今後も減少する傾向が見込まれるため、何らかの対応が必要と考えます。県としては、広域化の目的であるヒト・モノ・カネの課題を踏まえた総括的な経営基盤強化策として、例えば市町の汚水処理事業や流域下水道事業の運営を集約するいわば「経営の一体化」のような形を目指し、その受け皿となる組織の設置などを検討することも長期的には必要ではないかと考えています。

※中部圏域の汚水処理広域化の検討に当たっては、一定以上の大雨時に発生する汚水管への雨水浸入対策が必要です。令和4年度から、県・市町で協働して原因究明・対策の検討を進めているところであり、今後は、その効果を見ながら統廃合の現実的な可能性・時期を見極めていくこととします。

※汚水処理施設の統廃合を行う場合、接続する施設がポンプ場に改修されることなどに伴い、施設の清掃や抜き取り汚泥の運搬などの維持管理業務を受注している事業者の業務量縮小につながる場合もあります。各市町村等において令和5年度以降の詳細検討を進めるに当たっては、合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）に基づく配慮事業者へのこのような影響を把握し、他の自治体の例も参考にしながら代替業務を確保するなどの対策についても検討していくことが必要であると考えます。

③ 西部ブロック

取組内容	ブロック	ケース番号	取組時期				
					短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
			廃止側	受入側	(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)
市町村を跨る統廃合	西部	①	農集 大山町(稲光平田、 長田保田)	公共 米子市(淀江)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
		②	公共 日吉津村(ひえづ)	公共 米子市(淀江)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
		③	農集 南部町(会見第二)	農集 米子市(尚徳第二、 内浜)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
		④	農集 南部町(福成、 東西町)	農集 米子市(成実第二、 成実第一、内浜)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
		⑤	農集 江府町(吉原)	農集 伯耆町(大滝)	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
市町村内の統廃合	西部	⑥	農集 伯耆町(須村)	農集 伯耆町(久古)	・事業実施(R4予定)		

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

※汚水処理施設の統廃合を行う場合、接続する施設がポンプ場に改修されることなどに伴い、施設の清掃や抜き取り汚泥の運搬などの維持管理業務を受注している事業者の業務量縮小につながる場合もあります。各市町村等において令和5年度以降の詳細検討を進めるに当たっては、合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）に基づく配慮事業者へのこのような影響を把握し、他の自治体の例も参考にしながら代替業務を確保するなどの対策についても検討していくことが必要であると考えます。

イ 汚泥処理の共同化

取組内容	ブロック	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期			
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）	
				(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)	
し尿処理場の統廃合	中部	中部クリーンセンターを廃止し、天神浄化センターへ統合	県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、中部ふるさと広域	◆天神浄化センター（県） ◆中部クリーンセンター（中部ふるさと広域）	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・設計、工事 ・事業実施
	西部	米子浄化場を廃止し、内浜処理場へ統合	米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、西部広域	◆内浜処理場（米子市） ◆米子浄化場（西部広域）	・具体的な検討	・事業計画の変更 ・設計、工事	・事業実施（統合処理開始） R15年度予定
汚泥処理の共同化	西部	移動式汚泥脱水車の広域利用	日吉津村、大山町、南部町、伯耆町	【現状で導入済】 ◆ひえづ（日吉津村） ◆大山、中高所子、大山口、稲光平田、長田保田、種原、豊房、鍛戸坊嶺、赤松（大山町） ◆東西町、クリンピュア西伯、福成、アクディ大園（南部町）	・事業実施（H4.3～）		
				【拡大対象】 ◆上野末吉 ^(※) 、光徳、赤坂・下甲、中山口、御崎、八重、高橋（大山町） ◆会見、会見2、小松谷（南部町） ※上野末吉：統廃合により名称変更	・具体的な検討 ・事業計画の変更 ・必要に応じて移動式汚泥脱水車の購入 ・大山町、南部町で拡大		
				【拡大対象】 ◆遠藤（伯耆町）	・具体的な検討		・事業計画の変更 ・伯耆町を追加

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

※現在、鳥取市と岩美町の2自治体で集約処理を行っていますが、若桜町、智頭町、八頭町を加えた5自治体に拡大する検討を行いました。今回の条件下での検討では定量的効果は見込めませんでしたが、本計画策定後も、秋里終末処理場の改築更新時期を考慮した検討を行っていくことで合意しています。

※鳥取県議会福祉生活病院常任委員会からの提言（令和元年12月）を受け、中部ブロックでは天神浄化センターの下水汚泥を中心とした複合バイオマス資源の利活用について検討を進めているところですが、本計画策定時点では明確な結論に至っておりません。これについては、前述する汚水処理広域化の検討と相互に関連する事項であるため、汚水処理広域化の具体化の方向性を見極めたくうえで、汚泥処理共同化の一つの方策として検討を継続することとしています。

(2) ソフト系

ア 委託業務の共同発注

取組内容	プロジェクト	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期			
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）	
				(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)	
委託業務の共同発注	東部	ストマネ計画（管渠）	岩美町、智頭町、八頭町	◆大谷、浦富（岩美町） ◆智頭（智頭町） ◆郡家、丹比中央（八頭町）	・発注方式等の検討 ・岩美町、智頭町で共同発注（2町）	・八頭町を追加（3町）	
		ストマネ計画（処理場）	岩美町、智頭町	◆大谷、浦富、MP48か所（岩美町） ◆智頭、MP55か所（智頭町）	・発注方式等の検討 ・岩美町、智頭町で共同発注（2町）		
	西部	ストマネ計画（管渠）	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	◆内浜、皆生、淀江（米子市） ◆境港（境港市） ◆ひえづ（日吉津村） ◆大山、中高所子、名和、逢坂（大山町） ◆東西町、クソビ17西伯（南部町） ◆溝口、大殿（伯耆町） ◆生山・霞、多里、石見、矢戸（日南町・農集） ◆日野中央（日野町） ◆チロルの里（江府町）	・発注方式等の検討	・2市6町1村で共同発注	
		ストマネ計画（処理場）	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	◆内浜、皆生、淀江、MP45か所（米子市） ◆中央、上福原、祇園、大谷、新加茂、青木、西福原、富益団地（米子市・ポンプ場） ◆境港、MP7か所（境港市） ◆下ノ川（境港市・ポンプ場） ◆ひえづ、MP10か所（日吉津村） ◆大山、中高所子、名和、逢坂、MP64か所（大山町） ◆東西町、クソビ17西伯、MP8か所（南部町） ◆溝口、大殿、MP35か所（伯耆町） ◆生山・霞、多里、石見、矢戸（日南町・農集） ◆日野中央、MP29か所（日野町） ◆チロルの里、MP22か所（江府町）	・発注方式等の検討	・2市6町1村で共同発注	
料金改定		境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町		・発注方式等の検討	・1市5町1村で共同発注		

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

イ 維持管理業務の共同化

取組内容	ブロック	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期		
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
				(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)
東部	処理場	智頭町、八頭町	◆智頭（智頭町） ◆郡家、丹比中央（八頭町）	・発注方式等の検討	・智頭町、八頭町で共同発注（2町）	
	水質監視業務	智頭町、八頭町	◆智頭（智頭町） ◆郡家、丹比中央（八頭町）	・発注方式等の検討	・智頭町、八頭町で共同発注（2町）	
	集落排水	智頭町、八頭町	◆波多、奥山形、山形、山郷、南因（智頭町・農集） ◆大御門、国中、私都1、私都2、船岡、隼、大伊、日下部、安部中央、下徳丸、八東中央、用呂、日田（八頭町・農集）	・発注方式等の検討	・智頭町、八頭町で共同発注（2町）	
	管渠	智頭町、八頭町		・発注方式等の検討	・智頭町、八頭町で共同発注（2町）	
中部	管渠	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町		・発注方式等の検討	・三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で共同発注（4町）	
西部	処理場	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町	◆内浜、皆生、淀江（米子市） ◆境港（境港市） ◆ひえづ（日吉津村） ◆大山、中高所子、名和、逢坂（大山町） ◆東西町、クヰビ'17西伯（南部町） ◆溝口、大殿（伯耆町） ◆日野中央（日野町） ◆チロルの里（江府町）	・発注方式等の検討 ・米子市、境港市、南部町で共同発注（2市1町）	・日吉津村、日野町、江府町を追加（2市3町1村）	・大山町、伯耆町を追加（2市5町1村）
	水質監視業務	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町	◆内浜、皆生、淀江（米子市） ◆境港（境港市） ◆ひえづ（日吉津村） ◆大山、中高所子、名和、逢坂（大山町） ◆東西町、クヰビ'17西伯（南部町） ◆溝口、大殿（伯耆町） ◆日野中央（日野町）	・発注方式等の検討 ・米子市、境港市、南部町で共同発注（2市1町）	・日吉津村、日野町を追加（2市2町1村）	・大山町、伯耆町を追加（2市4町1村）
	ポンプ場	米子市、境港市、江府町	◆新加茂、中央、上福原、祇園、大谷、青木、西福原、富益団地（米子市） ◆下ノ川（境港市） ◆川筋（江府町）	・発注方式等の検討 ・米子市、境港市で共同発注（2市）	・江府町を追加（2市1町）	
	集落排水および小規模排水処理施設	大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	◆上野末吉、大山口、稲光平田、長田保田、種原、豊房、飯戸坊領、赤松、名和、光徳、赤坂・下甲、中山口、御崎、八重、高橋（大山町・農集） ◆福成、アクティ、会見、会見2、小松谷（南部町・農集） ◆吉定、久古、遠藤、旭、金岩、二部、大滝（伯耆町・農集） ◆小町、小野、林ヶ原、藍野（伯耆町・小規模） ◆生山・霞、多里、石見、矢戸（日南町・農集） ◆貝原、黒坂、下黒坂（日野町・農集） ◆貝田、下蚊屋、助沢、俣野、御机、吉原、富市、美用、杉谷（江府町・農集） ◆袋原、西成（江府町・林集）	・発注方式等の検討	・南部町、日南町、日野町、江府町で共同発注（4町）	・大山町、伯耆町を追加（6町）
浄化槽（※市町村設置型浄化槽）	南部町、伯耆町、日南町		・発注方式等の検討	・南部町、日南町で共同発注（2町）	・伯耆町を追加（3町）	
管渠	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町		・発注方式等の検討 ・米子市、境港市、南部町で共同発注（2市1町）	・日吉津村、大山町、日野町、江府町を追加（2市4町1村）	・伯耆町を追加（2市5町1村）	

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

ウ 台帳システム整備・保守の共同化

取組内容	ブロック	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期		
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
				（R5～R9）	（R10～R14）	（R15～R34）
台帳システム整備・保守の共同化	東部	設備台帳	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	・情報共有	・発注方式等の検討	・岩美町、若桜町、智頭町、八頭町で共同発注（4町）
		管路台帳	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	・情報共有	・発注方式等の検討	・岩美町、若桜町、智頭町、八頭町で共同発注（4町）
	中部	設備台帳	県（流域）、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・発注方式等の検討	・県および1市4町で共同発注	
		管路台帳	県（流域）、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・発注方式等の検討	・県および1市4町で共同発注	
	西部	設備台帳	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・発注方式等の検討	・米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町を追加（2市5町1村）	・伯耆町を追加（2市6町1村）
		管路台帳	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・発注方式等の検討	・米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町を追加（2市5町1村）	・伯耆町を追加（2市6町1村）
	全ブロック	浄化槽台帳	米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町	・共通の台帳システムを導入（R5. 4. 1～）		

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

※令和8年度までの管路台帳電子化が社会資本整備総合交付金の要件とされていることを踏まえ、同年までの電子化を本検討の中で共同実施する場合、その実施時期は短期を前提として検討を進める必要がある。

エ 庁内事務の共同化

取組内容	プロジェクト	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期					
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）			
				(R5～R9)	(R10～R14)	(R15～R34)			
東部			鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	・体制等の検討 ・鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町で共同化開始（1市4町）					
				中部	①使用料徴収に関すること（公共下水道以外も含む）	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・体制等の検討	・三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で共同化開始（4町）	
					②受益者負担金・接続助成金に関すること	三朝町、琴浦町	・体制等の検討	・三朝町、琴浦町で共同化開始（2町）	
					③排水設備指定工事業者の登録・指導に関すること	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・体制等の検討	・倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で共同化開始（1市4町）	
					④排水設備工事に関すること（申請など）	三朝町、湯梨浜町、琴浦町	・体制等の検討	・三朝町、湯梨浜町、琴浦町で共同化開始（3町）	
					⑤各種計画策定に関すること	三朝町、湯梨浜町	・体制等の検討	・三朝町、湯梨浜町で共同化開始（2町）	
					⑦特定施設及び除害施設に関すること（申請や水質検査・指導など）	三朝町、琴浦町、北栄町	・体制等の検討	・三朝町、琴浦町、北栄町で共同化開始（3町）	
					⑧農業集落排水に関すること（使用料徴収は除く）	三朝町、湯梨浜町、琴浦町	・体制等の検討	・三朝町、湯梨浜町、琴浦町で共同化開始（3町）	
					⑩下水道普及啓発に関すること	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・体制等の検討	・三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で共同化開始（4町）	
					西部			米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市で共同化開始（2市）
②受益者負担金・接続助成金に関すること	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市で共同化開始（2市）	・日吉津村、南部町、日南町、日野町、江府町を追加（2市4町1村）	・大山町、伯耆町を追加（2市6町1村）					
③排水設備指定工事業者の登録・指導に関すること	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市、伯耆町、日南町で共同化開始（2市2町）	・日吉津村、南部町、日野町、江府町を追加（2市5町1村）	・大山町を追加（2市6町1村）					
④排水設備工事に関すること（申請など）	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市、日南町で共同化開始（2市1町）	・日吉津村、南部町、日野町、江府町を追加（2市4町1村）	・大山町、伯耆町を追加（2市6町1村）					
⑤各種計画策定に関すること	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市、日南町で共同化開始（2市1町）	・日吉津村、南部町、伯耆町、日野町、江府町を追加（2市5町1村）	・大山町を追加（2市6町1村）					
⑥占有・開発協議に関すること	大山町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討	・日南町、日野町、江府町を追加（3町）	・大山町を追加（4町）					
⑦特定施設及び除害施設に関すること（申請や水質検査・指導など）	大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討	・伯耆町、日南町、日野町、江府町で共同化開始（4町）	・大山町を追加（5町）					
⑧農業集落排水に関すること（使用料徴収は除く）	米子市、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討	・米子市、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町で共同化開始（1市5町）	・大山町を追加（1市6町）					
⑩下水道普及啓発に関すること	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・体制等の検討 ・米子市、境港市、日南町で共同化開始（2市1町）	・日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町を追加（2市6町1村）						

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

オ 人材育成の共同化

取組内容	プロジェクト	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期		
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
				（R5～R9）	（R10～R14）	（R15～R34）
人材育成の共同化	全プロジェクト	勉強会	全自治体（4市14町1村）	・勉強会の開催方法を検討 ・勉強会の実施		
		市町村間相談体制の構築	全自治体（4市14町1村）	・匠の連絡リスト作成、管理		

カ 災害時合同訓練

取組内容	プロジェクト	広域的な連携メニュー	市町村名（連携に関わる施設名等）	取組時期		
				短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
				（R5～R9）	（R10～R14）	（R15～R34）
災害時対応	全プロジェクト	災害時合同訓練の実施	全自治体（4市14町1村）	・訓練の開催方法を検討 ・開催		

取組なし
 検討取組期間
 実施取組期間

VI 広域化・共同化実施による評価

1 評価方法

広域化・共同化実施による評価では、広域化・共同化計画の取組を実施しない場合（計画実施前）と実施した場合（計画実施後）の長期的な財政シミュレーションを行い、それらと比較します。

比較する指標は、経営の効率性を示す経費回収率と汚水処理原価とします。

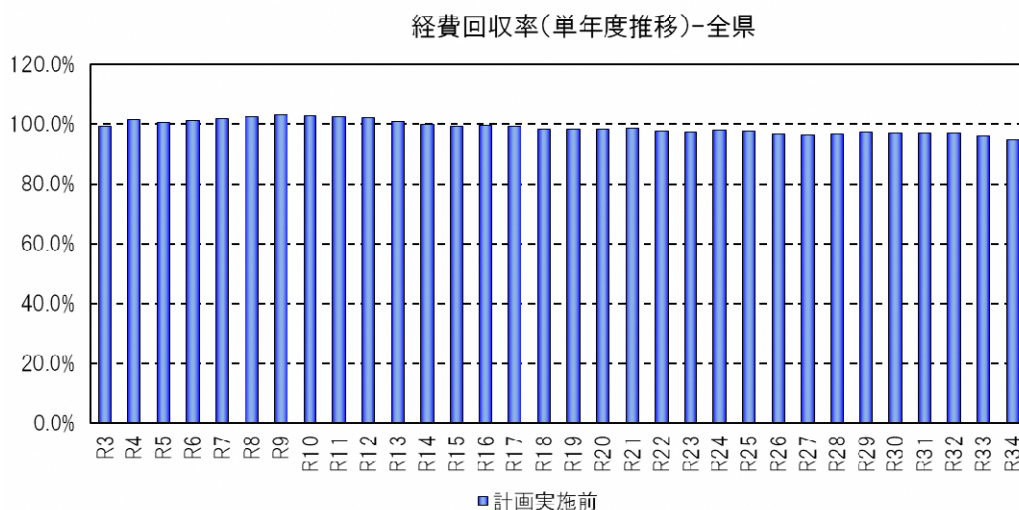
※ 評価する上では、全ての事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水）を合算して行います。

2 自然体将来推計

(1) 経費回収率

広域化・共同化計画の取組実施前における経費回収率は、以下のように推移する見込みです。一部市町村の経費回収率が一時的に増加する影響で、令和12年ごろまでは経費回収率が増加する見込みですが、それ以降は人口減少及び更新投資の増加による影響で経費回収率が減少する見込みです。

なお、県全体（流域下水道事業を含まず）の令和34年度の経費回収率は94.9%となる見込みです。19自治体中15自治体と7割以上の自治体が100%を下回っており、汚水処理事業の連携を進めることが望ましいと考えられます。



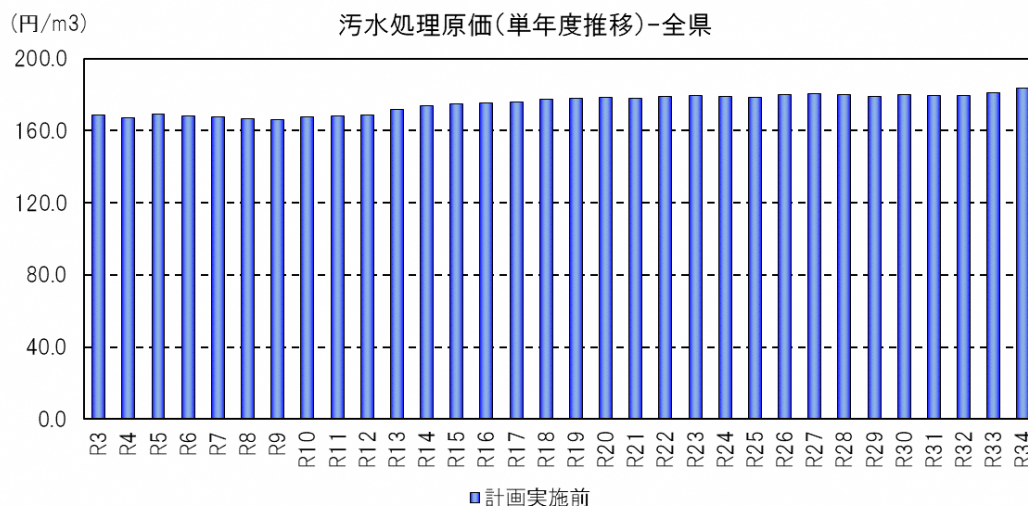
※ 経費回収率

使用料収入（円）／汚水処理費（円）で算定し、汚水処理に係る費用を使用料でどこまで回収できているかを示します。数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が一般財源より賄われていることを意味し、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であることを示します。数値が高い方が望ましい傾向にあります。

(2) 汚水処理原価

広域化・共同化計画の取組実施前における汚水処理原価は、以下のように推移する見込みです。経費回収率と同様、令和12年ごろまでは汚水処理原価が改善する見込みですが、それ以降は人口減少及び更新投資の増加による影響で増加する見込みです。

なお、県全体（流域下水道事業を含む）の令和34年度の汚水処理原価は183.8円/m³となる見込みです。



※ 汚水処理原価

汚水処理費（資本費＋維持管理費）（円）／有収水量（m³）で算定し、汚水処理の効率性を示し、値が小さいほど効率性が高いことを示します。鳥取市や米子市など人口規模が大きい都市ほど効率が良い傾向にあります。数値が低い方が望ましい傾向にあります。

3 広域化による効果

(1) 経費回収率

広域化・共同化計画の取組を実施しない場合（計画実施前）と実施した場合（計画実施後）の全県の経費回収率の将来予測を以下に示します。

経年グラフでは、計画実施後は計画実施前と比べて経費回収率が改善することが期待されます。また、令和34年度では、経費回収率が3.8%改善することが期待されます。

■全県

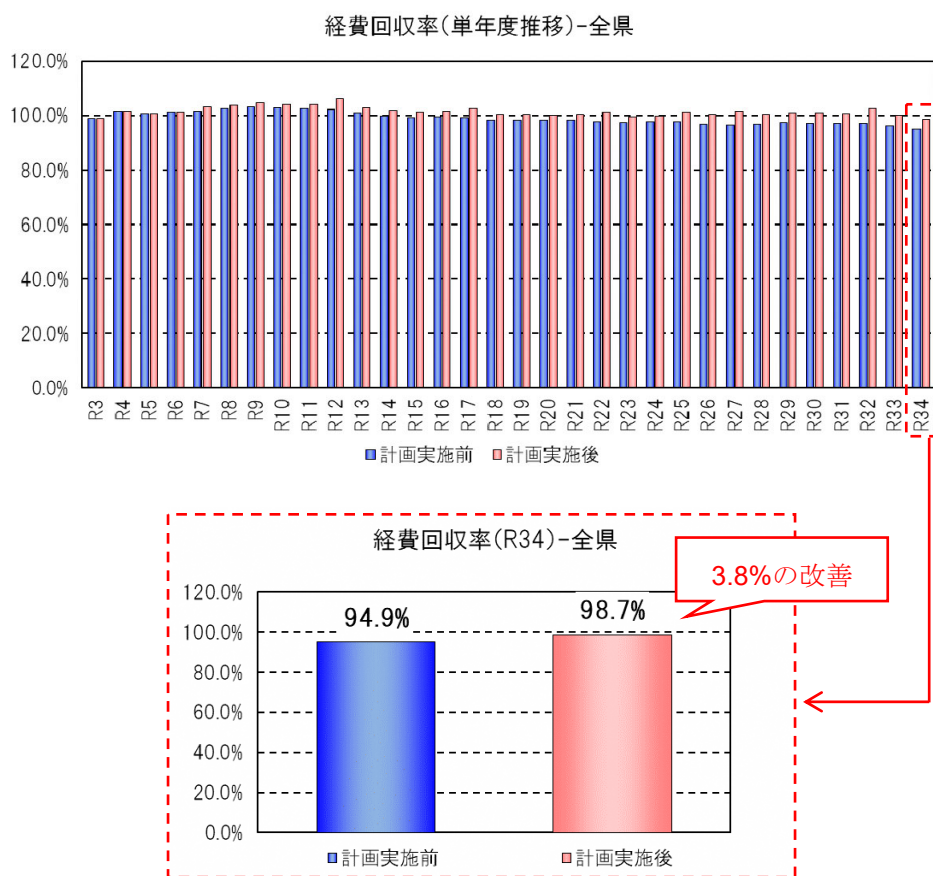


図 3-1-1 経費回収率の推移

■ブロック別

	経費回収率 (R34)		
	①計画実施前 %	②計画実施後 %	改善度 (②-①) %
全県	94.9	98.7	+3.8
東部ブロック	89.1	90.1	+1.0
中部ブロック	80.6	87.1	+6.5
西部ブロック	107.9	113.0	+5.1

※ 経費回収率には鳥取県（流域下水道事業）を含まない

(2) 汚水処理原価

広域化・共同化計画の取組を実施しない場合（計画実施前）と実施した場合（計画実施後）の全県の汚水処理原価の将来予測を以下に示します。

経年グラフでは、計画実施後は計画実施前と比べて汚水処理原価が改善することが期待されます。また、令和34年度時点では、汚水処理原価が7.0円/m³低減することが期待されます。

■ 全県

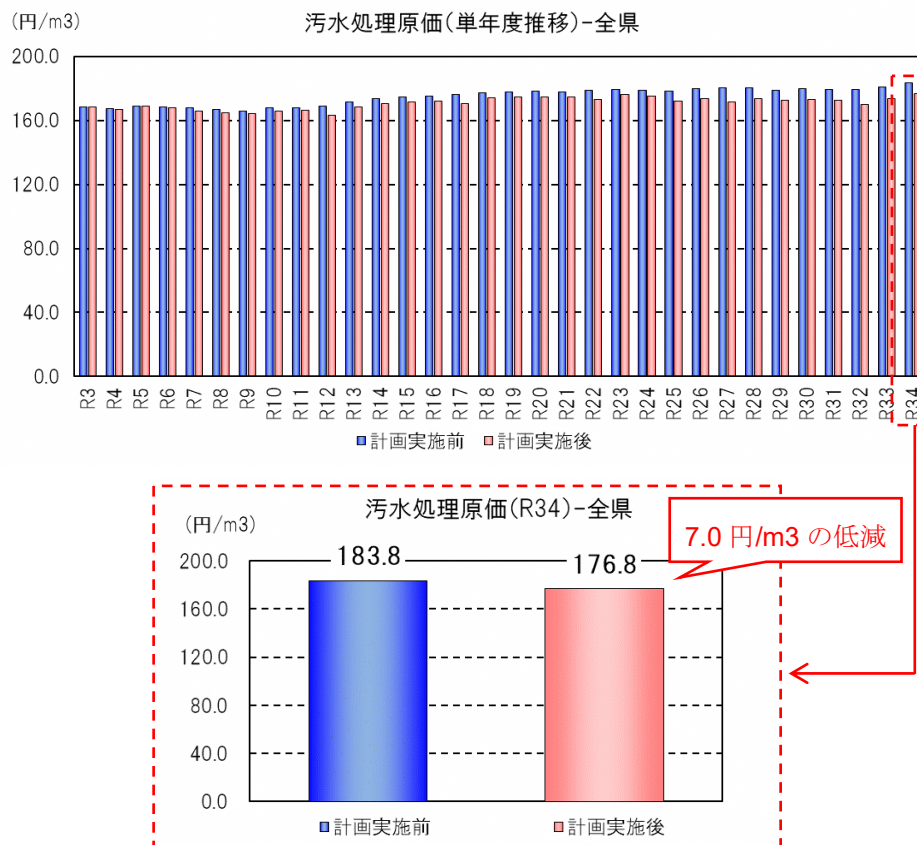


図 3-2-1 汚水量原単位の推移

■ ブロック別

	汚水処理原価 (R34)		
	①計画実施前 円/m ³	②計画実施後 円/m ³	改善度 (①-②) 円/m ³
全県	183.8	176.8	+7.0
東部ブロック	189.0	186.8	+2.2
中部ブロック	236.7	219.0	+17.7
西部ブロック	175.6	167.7	+7.9

※ 汚水処理原価には鳥取県（流域下水道事業）を含む

4 チェックリスト

(1) 目的

チェックリストは、持続性向上に向けた実効的な計画となっているか、ブロック毎に広域化・共同化の取組を総合的に評価するために使用し、評価の結果、広域化・共同化の取組が不十分であれば、さらに広域化・共同化メニュー案の適用ができないか検討を行う目的で使用します。

(2) 総合評価

【ハード系の取組】

東部ブロックでは、7 ケース 7 箇所の処理場に対して統廃合の検討を行っていきます。また、秋里終末処理場での脱水汚泥の集約処理については、今回の条件下での検討では定量的効果は見込めませんでした。本計画策定後も検討を行っていくことで合意しています。

中部ブロックでは、22 ケース 28 箇所の処理場に対して統廃合の検討を行っていきます。また、中部クリーンセンター（し尿処理施設）の天神浄化センターへの統廃合検討も行います。

西部ブロックでは6 ケース 8 箇所の処理場に対して統廃合の検討を行っていきます。また、米子浄化場（し尿処理施設）の内浜処理場への統廃合検討や移動式汚泥脱水車の更なる広域利用について検討します。

【ソフト系の取組】

全ブロック内の希望する自治体同士で、委託業務の共同発注や維持管理の共同化、台帳システムの整備・保守の共同、庁内事務の共同化を検討します。各ブロックの取組は、他ブロックへ水平展開し、より効率的な共同化を目指します。

【全県の取組】

県下全域で、人材育成や災害時の合同訓練を検討します。

【総合評価】

全ブロックにおいて、経費回収率（高い方が望ましい指標）と汚水処理原価（低い方が望ましい指標）ともに、広域化・共同化計画実施前より実施後に各指標が改善しており、本広域化・共同化の取組に効果があることを示しています。

また、汚水処理事業を安定的に継続するための執行体制の強化や災害時の備えの強化が期待されます。

(3) チェックリスト

【東部ブロック】

検討ブロック			鳥取県 東部ブロック					
評価項目			鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	
計画メニュー	ハード	処理施設統廃合	市町村内(10ケース)	●	—	●	—	●
	ソフト	委託業務の共同発注	スタマネ計画(管渠)	—	●	—	●	●
			スタマネ計画(処理場)	—	●	—	●	—
		維持管理業務の共同化	処理場	—	—	—	●	●
			水質監視業務	—	—	—	○	○
			集落排水	—	—	—	○	○
			管路	—	—	—	●	●
		台帳システム整備・保守の共同化	設備台帳	—	●	●	●	●
			管路台帳	—	●	●	●	●
			浄化槽台帳	—	○	○	○	○
		庁内事務の共同化	排水設備指定工事業者の登録・指導	○	○	○	○	○
	人材育成の共同化	勉強会	○	○	○	○	○	
		市町村間相談体制の構築	○	○	○	○	○	
	災害時合同訓練の実施		○	○	○	○	○	
(ブロック単位)	長期収支の確認	経費回収率(%)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(②-①)	99.6 → 99.6	102.9 → 104.0 +1.0	89.1 → 90.1 +1.0		
		汚水処理原価(円/m3)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(①-②)	170.5 → 170.5	164.3 → 162.7 +1.6	189.0 → 186.8 +2.2		
その他の効果	執行体制面	平常時	維持管理に関する職員負担の軽減					
		災害時	備えの強化					
	人材育成	職員不足の補完						
その他	工事業者の負担軽減							
(行動指標)	担当者会議	適宜						
	災害時合同訓練の実施	年1回						
	勉強会	年1回以上						

●: 財政シミュレーションに反映するメニュー
○: 財政シミュレーションに反映しないメニュー

【中部ブロック】

検討ブロック			鳥取県 中部ブロック							
評価項目			県 (流域)	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	中部ふるさと 広域連合	
計画メニュー	ハード	処理施設統廃合	市町村を跨る(12ケース)	●	●	●	●	●	●	—
			市町村内(5ケース)	—	—	—	●	—	●	—
		し尿処理場の統廃合	中部クリーンセンターを廃止し、 天神浄化センターへ統合	●	●	●	●	●	●	○
	ソフト	維持管理業務の共同化	管路	—	—	●	●	●	●	—
		台帳システム整備・保守 の共同化	設備台帳	●	●	●	●	●	●	—
			管路台帳	●	●	●	●	●	●	—
			浄化槽台帳	○	○	—	○	○	○	—
		庁内事務の共同化	使用料徴収	—	—	○	○	○	○	—
			受益者負担金・接続助成金	—	—	○	—	○	—	—
			排水設備指定工事業者の登録・指導	—	○	○	○	○	○	—
			排水設備工事(申請など)	—	—	○	○	○	—	—
			各種計画策定に関すること	—	—	○	○	—	—	—
			特定施設及び除害施設に関すること	—	—	○	—	○	○	—
	農業集落排水に関すること		—	—	○	○	○	—	—	
	人材育成の共同化	下水道普及啓発に関すること	—	—	○	○	○	○	—	
		勉強会	—	○	○	○	○	○	—	
		市町村間相談体制の構築	—	○	○	○	○	○	—	
		災害時合同訓練の実施	—	○	○	○	○	○	—	
	(ブロック単位の確認)	長期収支の確認	経費回収率(%)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(②-①)	83.3	→	81.5	→	80.6	
			汚水処理原価(円/m3)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(①-②)	226.1	→	234.3	→	236.7	
その他の効果	執行体制面	平常時	維持管理や庁内事務に関する職員負担の軽減							
		災害時	備えの強化							
	人材育成	職員不足の補完								
	その他	工事業業者の負担軽減								
(行動指標)	担当者会議		適宜							
	災害時合同訓練の実施		年1回							
	勉強会		年1回以上							

●:財政シミュレーションに反映するメニュー
○:財政シミュレーションに反映しないメニュー

【西部ブロック】

検討ブロック		鳥取県 西部ブロック										
評価項目		米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	西部広域行政 管理組合	
ハード	処理施設統廃合	市町村を跨る(5ケース)		●	●	●	●	●	●	●	●	
		市町村内(3ケース)		—	—	—	●	—	—	—	●	
	し尿処理場の統廃合	米子浄化場を廃止し、 内浜処理場へ統合		●	—	●	●	●	—	—	○	
	汚泥処理の共同化	移動脱水車の広域利用		—	—	●	●	●	—	—	—	
ソフト	委託業務の共同発注	ストマネ計画(管渠)		●	●	●	●	●	○	●	●	
		ストマネ計画(処理場)		●	●	●	●	●	○	●	●	—
		料金改定		—	○	○	○	○	○	○	○	—
	維持管理業務の共同化	処理場		●	●	●	●	●	●	—	●	●
		水質監視業務		○	○	○	○	○	○	—	○	—
		ポンプ場		●	●	—	—	—	—	—	—	●
		集落排水および小規模集合処理施設		—	—	—	○	○	○	○	○	○
		浄化槽(市町村設置型浄化槽)		—	—	—	—	○	○	○	—	—
		管路		●	●	●	●	●	●	—	●	●
	台帳システム整備・保守の共同化	設備台帳		●	●	●	●	●	●	●	●	—
		管路台帳		●	●	●	●	●	●	●	●	—
		浄化槽台帳		○	○	—	—	—	—	—	○	—
	庁内事務の共同化	使用料徴収		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		受益者負担金・接続助成金		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		排水設備指定工事業者の登録・指導		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		排水設備工事(申請など)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		各種計画策定に関すること		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		占有・開発協議に関すること		—	—	—	○	—	—	○	○	○
		特定施設及び除害施設に関すること		—	—	—	○	—	○	○	○	○
		農業集落排水に関すること		○	—	—	○	○	○	○	○	○
人材育成の共同化	勉強会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市町村間相談体制の構築		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	災害時合同訓練の実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(長期収支の確認 ブロック単位)	経費回収率(%)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(②-①)		91.9	→	107.8	→	107.9	→	113.0	+5.1	
	汚水処理原価(円/m3)	①計画実施前:R2年→R14年→R34年 ②計画実施後:R2年→R14年→R34年 改善度(①-②)		186.9	→	174.8	→	175.6	→	167.7	+7.9	
その他の効果	執行体制面	平常時	維持管理や庁内事務に関する職員負担の軽減									
		災害時	備えの強化									
	人材育成	職員不足の補完										
	その他	工事業者の負担軽減										
(行動指標)	担当者会議	適宜										
	災害時合同訓練の実施	年1回										
	勉強会	年1回以上										

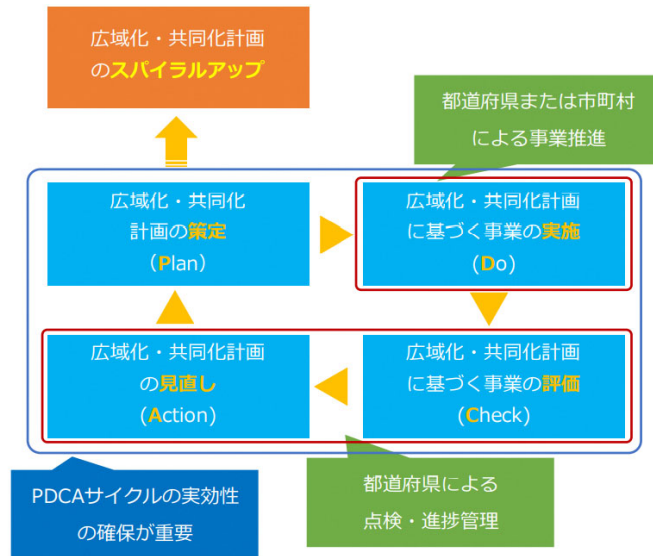
●:財政シミュレーションに反映するメニュー
○:財政シミュレーションに反映しないメニュー

VII 進捗管理

1 PDCA サイクル

計画の目的である、持続可能な事業運営を確保するため、各取組のPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

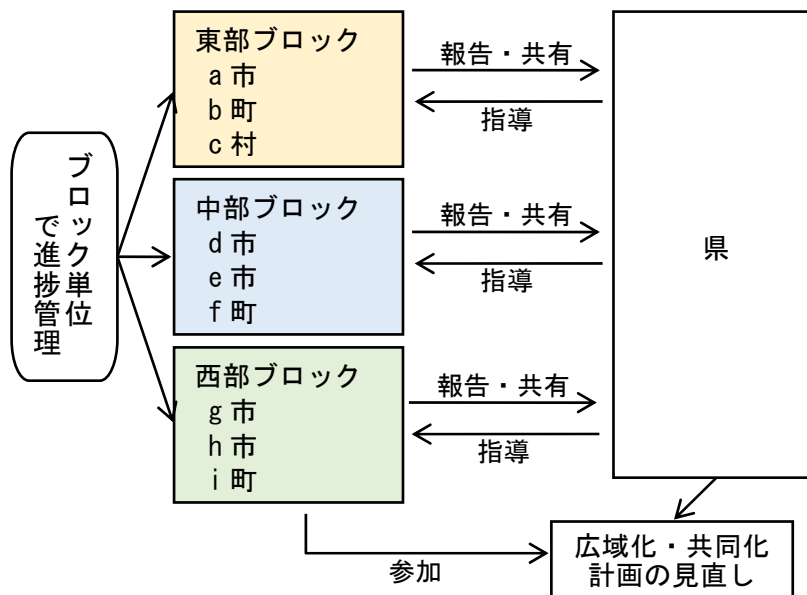
汚水処理構想の見直しに併せ、5年を目途に計画の見直しを実施する予定です。



出典：広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）令和2年度4月

2 進捗管理

1年に1回を目処に県でブロック単位の進捗状況の確認、指導を行います。また、各取組みの進捗状況や現状課題の変更に合わせて適宜本計画の見直しを実施します。



VIII 用語集

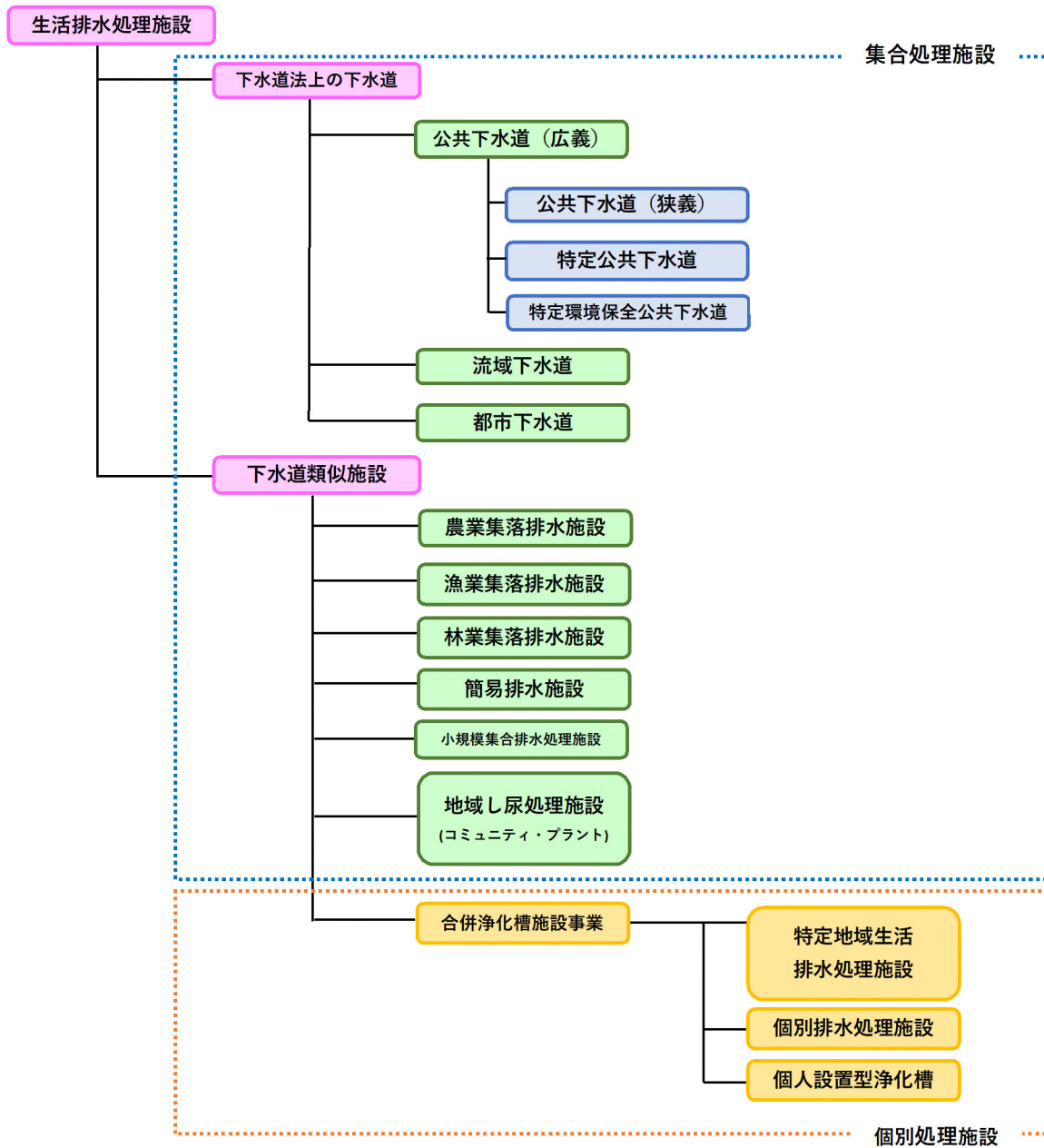
(50音順、頁は初出頁を記載しています)

あ行		頁
維持管理費	汚水処理費用のうち、日常の下水道施設の維持管理に要する費用のこと。具体的には、人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費などで構成される。	6
移動式汚泥脱水車	小規模な数箇所の処理場を巡回して汚泥脱水処理を行うことのできる汚泥脱水設備を搭載した車。脱水機、凝集設備、薬品供給設備等を搭載し、汚泥貯留槽等から汚泥を引き抜き脱水処理を行う。	13
汚水処理原価	有収水量1m ³ 当り、どれくらい汚水処理に要する費用がかかっているかを示す数値。事業規模が小さいほどスケールメリットが働かないため、数値が高くなる。数値が低い方が望ましい傾向にある。	6
汚水処理費	汚水処理に要した費用のことであり、維持管理費と資本費に分けられる。	6
か行		頁
改築更新	改築－施設の全部または一部を再建設あるいは取替えを行うこと。 更新－耐用年数に達した施設や設備について再建設あるいは取替えを行うこと。	5
管渠	下水等を流すための管のこと。汚水のみを流す「汚水管渠」、雨水のみを流す「雨水管渠」、汚水と雨水を一緒に流す「合流管渠」がある。	5
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示し、100%以上であることが求められる。数値が高い方が望ましい傾向にある。	7
下水処理人口普及率	下水道事業の整備進捗状況を表す指標であり、行政区域内人口における下水道使用可能な人口の割合。	1
広域化・共同化計画	人口減少による使用料収入の減少、担当職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの老朽化対策事業量の増大など多くの課題を解決する手段の一つとして、総務省・環境省・農林水産省・国土交通省の連名で令和4年度までに都道府県単位で策定することを要請されている計画。	1

公共下水道事業（広義）	主として市街地における下水を排除する下水道で、市町村が建設し、管理している。 終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼んでいる。	3
コンポスト施設	汚泥ケーキ単独または粗大有機物を混合して発酵させ堆肥化させる施設のこと。	13
さ行		頁
し尿処理施設	汲み取りし尿や浄化槽引抜き汚泥を収集して浄化処理する施設。	1
資本費	汚水処理費用のうち、すでに発行された企業債や資産の取得原価に基づき算定されるもの。地方公営企業法適用企業にあつては減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費等の合計額。地方公営企業法非適用企業にあつては、地方債償還金、地方債等利息及び企業債取扱諸費等の合計額である。	6
小規模集合排水処理事業	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であつて、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により実施する事業のこと。	3
ストックマネジメント計画	施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持・修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行うために策定される計画。	61
生活排水処理施設普及率	下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。	1
た行		頁
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化調整区域における下水道のこと。	5
な行		頁
農業集落排水事業	農業集落における農業用排水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理する下水道のこと。下水道類似施設に分類され、農林水産省の所管となる。	1
は行		頁
バイオマス燃料	動植物などから生まれた生物資源の総称で、これら	13

	の資源からつくる燃料をバイオマス燃料と呼ぶ。下水汚泥もバイオマス資源のひとつとされる。	
P D C A サイクル	計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスの繰り返しにより、継続的改善を推進する経営管理の手法。	87
B C P	事業継続計画 (Business Continuity Plan) の略。災害などの緊急事態が発生したときに、事業体が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。	67
フレックスプラン	下水道が整備されるまで相当の年月を要する地域において、生活環境の改善又は団地開発等の社会的要因から早急に下水道整備を行うことが要請されている場合、終末処理場周辺から順次整備を進めていくという通常の整備方式では敏速に対処できないという構造的な制約がある。そこで、早急に下水道整備が求められる地域において、全体計画に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置するなど、ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる下水道整備方式(フレックスプラン)のこと。	22
法適用	地方公営企業法の全部又は財務規程を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業のこと。	6
法非適用	地方公営企業法の全部又は財務規程を適用しておらず、経理事務を官庁会計方式で行っている事業のこと。	6
や行		頁
有収水量	下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる排水量のこと。	6
ら行		頁
流域下水道	2 以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。	5

生活排水処理施設の種類



出典：下水道事業の概要（総務省）に一部追記